

# 平成25年 住宅・土地統計調査(確報集計)

## － 秋田県の概要 －

平成27年3月

秋田県企画振興部 調査統計課

#### [注意事項]

1. この資料は、平成26年12月19日に総務省統計局から公表された「平成25年住宅・土地統計調査調査の結果」のうち、秋田県分の確報集計結果についてその概要をとりまとめたものです。確報集計の結果の概要や統計表等等については、総務省統計局のホームページ (<http://http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/tyousake.htm>)をご覧ください。
2. 本文中及び各統計表の数値は、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない場合があります。
3. 本文の統計表中で使用している記号等の意味は、次のとおりです。
  - ・「…」は調査又は集計したが該当数字がないもの、又は数字が得られないものを示しています。
  - ・「0」は調査又は集計したが、該当数字が表章単位に満たないものを示しています。

#### [問い合わせ先]

秋田県企画振興部調査統計課 生活統計班

TEL:018-860-1258 FAX:018-860-1252 E-mail [toukeika@pref.akita.lg.jp](mailto:toukeika@pref.akita.lg.jp)

# 《 目 次 》

【住宅・土地統計調査の概要】	1 ~ 2
【平成25年住宅・土地統計調査 確報集計 秋田県の要約】	3 ~ 6
【平成25年住宅・土地統計調査 確報集計 秋田県の概要】	7 ~ 36
I 住宅・世帯の概況	
1 総住宅数と総世帯数	7
2 居住世帯の有無	8
II 住宅の状況	
1 住宅の種類	10
2 住宅の建て方・構造	11
3 建築の時期	16
4 所有の関係	17
5 住宅の規模	19
6 設備	20
7 増改築・改修工事等	22
III 高齢者のいる世帯	
1 世帯数の推移	24
2 住宅の建て方・所有の関係	26
3 高齢者等のための設備工事	28
4 子の居住地	29
IV 東日本大震災による影響	
1 東日本大震災による転居	31
2 東日本大震災による被災箇所の改修工事	31
V 住宅・土地所有の概況	
1 住宅・土地の所有状況	32
2 年齢階級別住宅・土地の所有状況	34
3 従業上の地位別住宅・土地の所有状況	35
4 世帯の年間収入階級別住宅・土地の所有状況	36
【都道府県の主な指標】	39 ~ 42
【巻末資料】平成25年住宅・土地統計調査 用語の解説	

# 【住宅・土地統計調査の概要】

## 1 調査の目的及び沿革

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

今回の平成25年住宅・土地統計調査では、近年において多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅ストックのみならず、少子・高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅性能、土地の有効利用状況を明らかにするとともに、東日本大震災による転居等に関する実態等を明らかにすることとしています。

なお、住宅・土地統計調査は昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、平成25年調査はその14回目に当たります。

## 2 調査期日

平成25年住宅・土地統計調査は、平成25年10月1日午前零時現在によって実施しました。

## 3 調査方法

### (1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯の流れにより実施しました。

### (2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査調査員は、9月22日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、9月23日から30日までの間に、調査対象となった世帯に調査票を配布しました。その後、10月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して、調査票の取集と内容検査等の事務を行いました。

なお、平成25年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）も可能としました。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布しました。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように行いました。

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入しました。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査した。

## 4 調査対象

総務省統計局において、全国の平成22年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において設定した全国約21万単位区内から抽出した世帯を対象としました。

秋田県内では、2,206単位区内から約35,600世帯が抽出され調査対象となりました。

## 5 主な調査事項

### (1) 住宅等に関する事項

居室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項

### (2) 住宅に関する事項

構造、不朽・破損の有無、階数、建て方、種類、建物内総住宅数、建築時期、床面積、建築面積、家賃又は間代に関する事項、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項、世帯の存しない住宅の種別

### (3) 世帯に関する事項

世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入

- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項  
従業上の地位、通勤時間、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項  
所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項

## 6 結果の公表

調査結果については、速報集計（平成26年7月29日公表）と確報集計（平成26年12月19日秋田県分公表、平成27年2月26日全国編公表）が総務省統計局から公表されています。

なお、これらの調査結果は、総務省統計局のホームページ（下記URL参照）で公表されているほか、報告書として、各府省・都道府県・市区町村や全国各地の主要な図書館、研究機関などに送付されます。

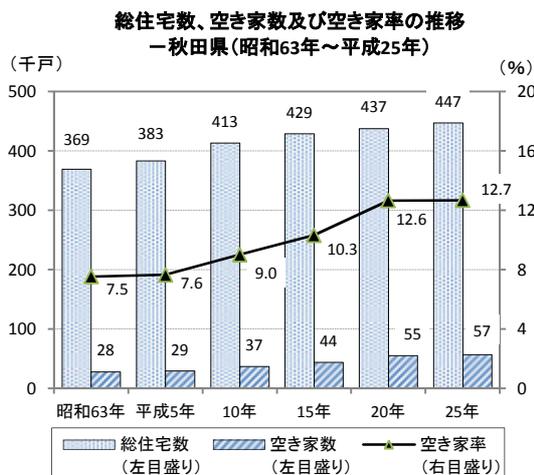
※総務省統計局ホームページ

住宅・土地統計調査 <http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>

# 【平成25年住宅・土地統計調査 確報集計 秋田県の要約】

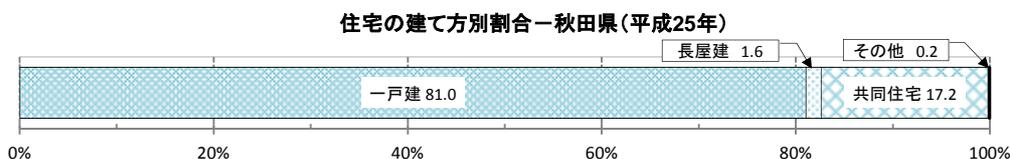
## ◆総住宅数は446,900戸で2.2%の増加、空き家率は12.7%

- 総住宅数は446,900戸で5年前に比べ9,500戸(2.2%)の増加
- 空き家数は56,600戸で5年前に比べ1,300戸増加し、空き家率(総住宅数に占める割合)は12.7%で5年前に比べ0.1ポイントの増加
- 空き家率は全国第37位



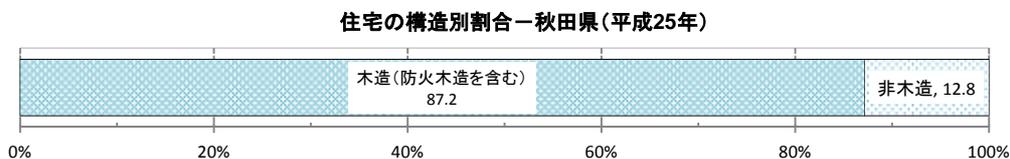
## ◆一戸建率は81.0%で全国最高、共同住宅率は17.2%で全国最低

- 一戸建住宅数は315,000戸で5年前に比べ1,800戸(0.6%)増加し、一戸建率(居住世帯のある住宅に占める割合)は81.0%で全国最高
- 共同住宅数は67,100戸で5年前に比べ8,700戸(14.9%)増加し、共同住宅率(居住世帯のある住宅に占める割合)は17.2%で全国最低



## ◆住宅の構造は木造が87.2%、非木造が12.8%

- 住宅の構造は木造(防火木造を含む)が339,100戸で5年前に比べ2,000戸増加し、木造率(居住世帯のある住宅に占める割合)は87.2%で全国第2位



## ◆持ち家住宅率は78.1%

- 持ち家数は303,800戸で5年前に比べ5,700戸(1.9%)増加し、持ち家住宅率(居住世帯のある住宅に占める割合)は78.1%で全国第2位

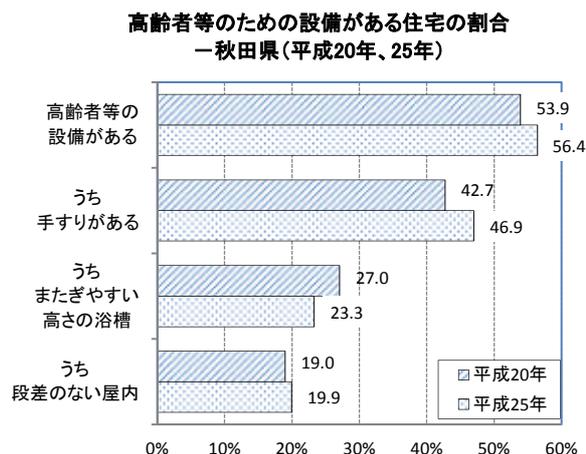


- ◆専用住宅の1住宅当たり延べ面積は136.58㎡
- ◆専用住宅の1人当たり居住室の畳数は17.23畳で全国最高

- 居住専用に建築された住宅（専用住宅）の1住宅当たり延べ面積は136.58㎡で5年前に比べ3.26㎡減少し、全国第4位
- 専用住宅の1人当たり居住室の畳数は17.23畳で5年前に比べ1.14畳増加し、全国最高

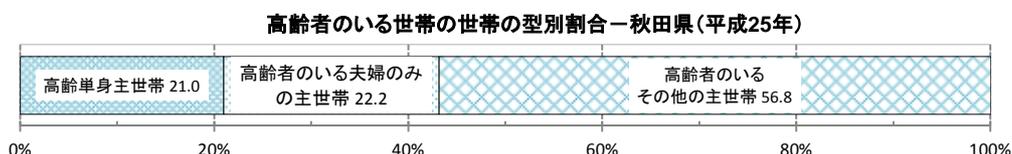
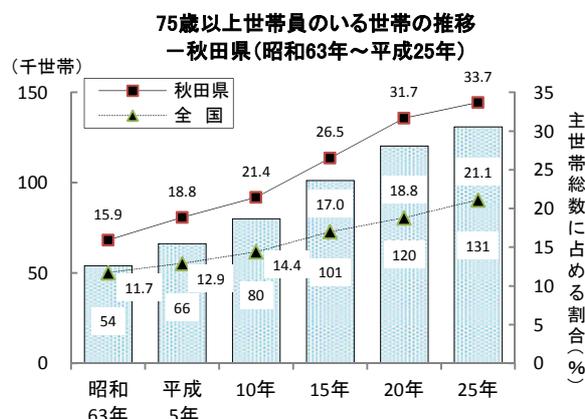
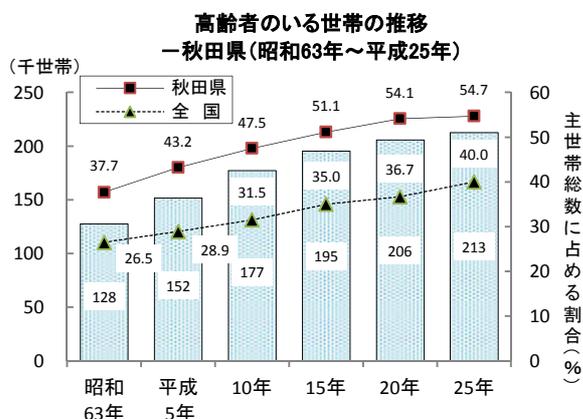
- ◆高齢者等のための設備がある住宅は56.4%
- ◆設備の中では、「手すりのある」住宅が46.9%で最多

- 高齢者等のための設備がある住宅は219,400戸で5年前に比べ14,400戸増加、住宅全体に占める割合は56.4%で5年前に比べ2.5ポイント増加
- 高齢者等のための設備の中では、「手すりがある」住宅が182,600戸（46.9%）で最多



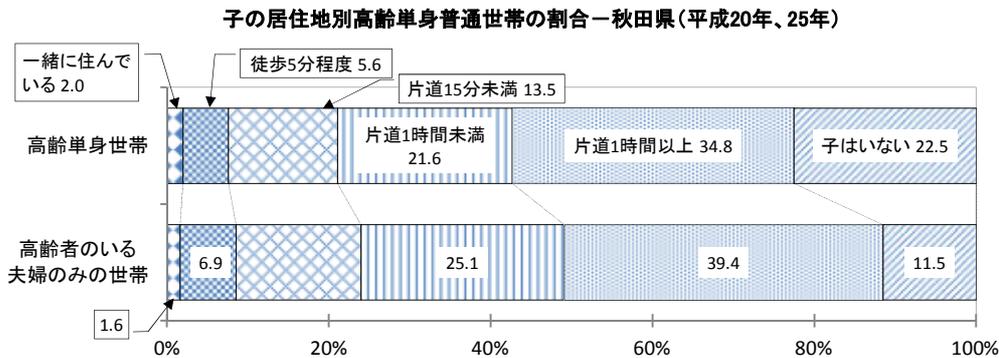
- ◆高齢者(65歳以上世帯員)のいる世帯は主世帯全体の54.7%
- ◆75歳以上世帯員のいる世帯は主世帯全体の33.7%

- 高齢者のいる世帯は212,700世帯で5年前に比べ6,900世帯(3.4%)増加、主世帯全体に占める割合は54.7%で5年前に比べ0.6ポイント増加
- 75歳以上世帯員のいる世帯は131,000世帯で5年前に比べ10,600世帯(8.8%)増加、主世帯全体に占める割合は33.7%で5年前に比べ2.0ポイント増加
- 高齢者のいる世帯のうち、高齢単身世帯の割合は21.0%で5年前に比べ2.8ポイント増加



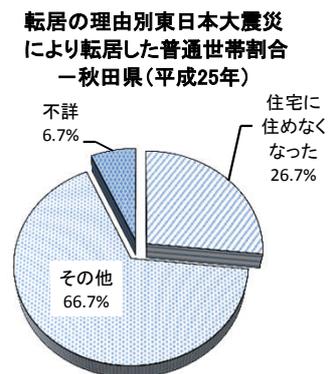
◆子の居住地が1時間以上の場所にある高齢単身世帯は34.8%  
 ◆子の居住地が1時間以上の場所にある高齢者のいる夫婦のみの世帯は39.4%

- 高齢単身世帯のうち、子の居住地が1時間以上の場所にある世帯の割合は34.8%で、5年前に比べ1.1ポイント減少
- 高齢者のいる夫婦のみの世帯のうち、子の居住地が1時間以上の場所にある世帯の割合は39.4%で、5年前に比べ2.4ポイント減少



◆東日本大震災により転居したのは1,500世帯

- 秋田県で東日本大震災により転居した世帯は1,500世帯
- 転居の理由では、「住宅に住めなくなった」が400世帯(26.7%)、「その他」の理由での転居が1,000世帯(66.7%)



◆世帯の住宅の所有率は71.8%、土地の所有率は71.1%

- 世帯の住宅の所有率は71.8%、5年前に比べ0.7ポイント減少し全国第2位
- 世帯の土地の所有率は71.1%、5年前に比べ0.1ポイント増加し全国第2位

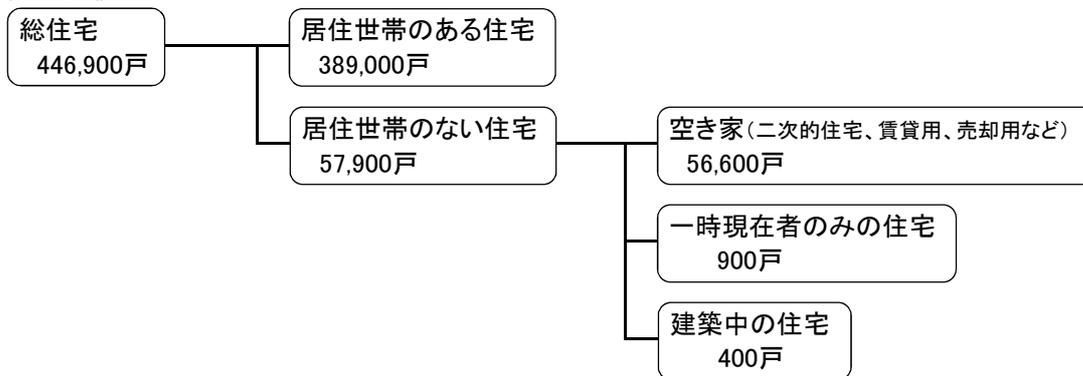
★住宅所有率及び土地所有率の高い都道府県

住宅所有率			土地所有率		
	都道府県	所有率(%)		都道府県	所有率(%)
—	全 国	52.1	—	全 国	51.0
1	富 山 県	72.7	1	富 山 県	71.9
<b>2</b>	<b>秋 田 県</b>	<b>71.8</b>	<b>2</b>	<b>秋 田 県</b>	<b>71.1</b>
3	山 形 県	71.4	3	山 形 県	71.1
4	長 野 県	70.6	4	長 野 県	69.3
5	福 井 県	70.5	5	新 潟 県	67.2

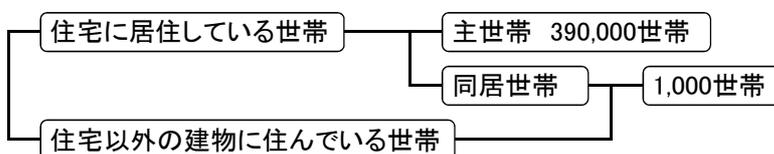
[参考]

平成25年住宅・土地統計調査における秋田県の住宅及び世帯の区分

《住宅》



《世帯》



# 【平成25年住宅・土地統計調査 確報集計 秋田県の概要】

## I 住宅・世帯の概況

### 1 総住宅数と総世帯数

平成25年10月1日現在における総住宅数は446,900戸で、総世帯数は390,000世帯となっている。平成20年からの増加数をみると、総住宅数は9,500戸、総世帯数は6,700世帯の増加となっていて、それぞれの増加率は、総住宅数が2.2%で総世帯数は1.7%であった。

総住宅数の増加傾向に変わりはないものの、増加率は平成15年～20年の2.1%から0.1ポイントの増加に止まり、全国の増加率5.3%に比べ3.1ポイント低くなっている。

また、秋田県では昭和48年以降総住宅数が総世帯数を上回る状態が続いているが、平成25年の1世帯当たりの住宅数は1.15戸で20年に比べ0.01戸上昇した。

表1 総住宅数及び総世帯数(昭和63年～平成25年)

	昭和63年 (1988年)	平成5年 (1993年)	10年 (1998年)	15年 (2003年)	20年 (2008年)	25年 (2013年)	【全国】 平成25年
総住宅数(戸) (増加率:%)	369,400 (4.5)	383,400 (3.8)	413,300 (7.8)	428,600 (3.7)	437,400 (2.1)	446,900 (2.2)	60,629千戸 (5.3)
総世帯数(世帯) 1世帯当たり 住宅数(戸)	342,700 1.08	354,300 1.08	376,700 1.10	386,500 1.11	383,300 1.14	390,000 1.15	52,453千世帯 1.16

図1-1 総住宅数及び総世帯数—秋田県(昭和38年～平成25年)

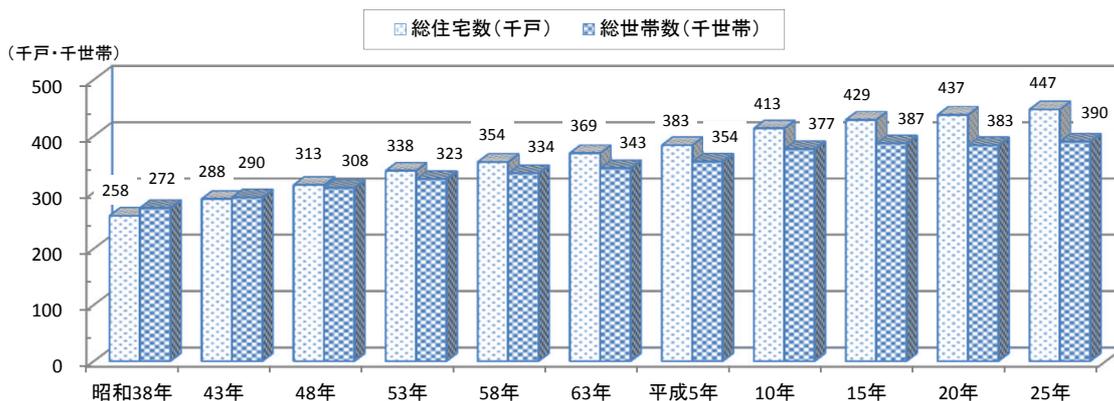
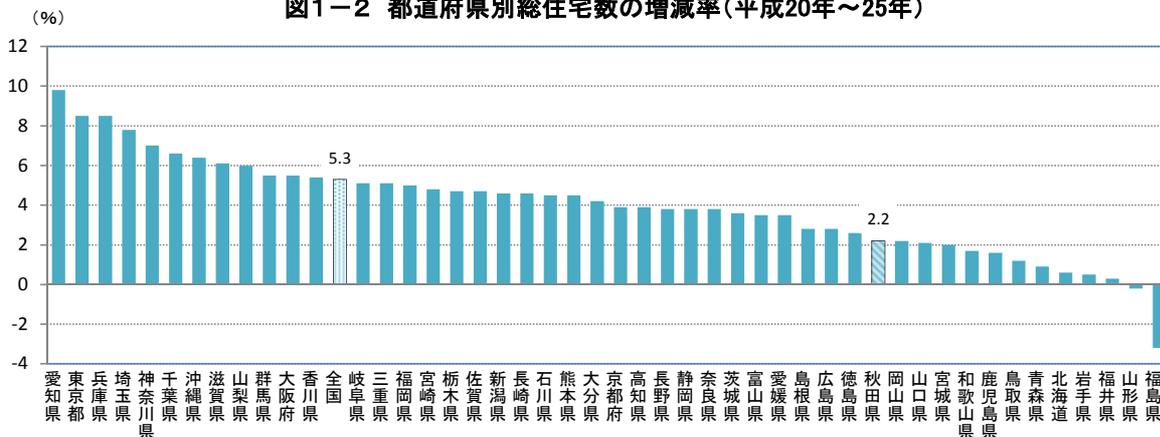


図1-2 都道府県別総住宅数の増減率(平成20年～25年)



## 2 居住世帯の有無

県内の総住宅数446,900戸について居住世帯の有無をみると、「居住世帯のある住宅」は389,000戸で総住宅数の87.0%となっていて、空き家や建築中の住宅などの「居住世帯のない住宅」は57,900戸で総住宅数の13.0%となっている

「居住世帯のない住宅」のうち「空き家」は56,600戸となっていて、昭和63年に27,800戸であった空き家数はこの25年間で2倍以上に増加している。また、平成25年の空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は12.7%で20年から0.1ポイント増加しており、全国の13.5%に比べ0.8ポイント低くなっている。

この空き家の内訳をみると、「その他の住宅（注）」が59.2%で空き家の6割近くを占め、供給可能な「賃貸用の住宅」36.2%や「売却用の住宅」2.3%を大きく上回っている。

(注)「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。

表2 居住世帯の有無別住宅数－秋田県(昭和63年～平成25年)

	総数	居住世帯あり	居住世帯なし							建築中
			総数	一時現在者のみの住宅	空き家					
					総数	二次的住宅	賃貸用※	売却用※	その他	
<b>実数(戸)</b>										
昭和63年	369,400	339,300	30,000	1,400	27,800	1,900	13,600	12,300	800	
平成5年	383,400	351,400	32,100	1,100	29,300	1,200	12,300	15,800	1,700	
10年	413,300	373,700	39,600	1,500	37,200	1,700	17,500	18,000	900	
15年	428,600	382,300	46,300	1,100	44,200	2,500	19,000	1,400	21,300	1,000
20年	437,400	380,300	57,100	1,300	55,300	1,800	25,200	1,600	26,700	500
25年	446,900	389,000	57,900	900	56,600	1,300	20,500	1,300	33,500	400
【全国(千戸)】										
平成25年	60,629	52,102	8,526	243	8,196	412	4,292	308	3,184	88
<b>割合(%)</b>										
昭和63年	100.0	91.9	8.1	0.4	7.5	0.5	3.7		3.3	0.2
平成5年	100.0	91.7	8.4	0.3	7.6	0.3	3.2		4.1	0.4
10年	100.0	90.4	9.6	0.4	9.0	0.4	4.2		4.4	0.2
15年	100.0	89.2	10.8	0.3	10.3	0.6	4.4	0.3	5.0	0.2
20年	100.0	86.9	13.1	0.3	12.6	0.4	5.8	0.4	6.1	0.1
25年	100.0	87.0	13.0	0.2	12.7	0.3	4.6	0.3	7.5	0.1
【全国】										
平成25年	100.0	85.9	14.1	0.4	13.5	0.7	7.1	0.5	5.3	0.1

※ 空き家の「賃貸用」、「売却用」については、平成10年調査までは「賃貸・売却用」として調査している。

図2-1 空き家数及び空き家率－秋田県(昭和38年～平成25年)

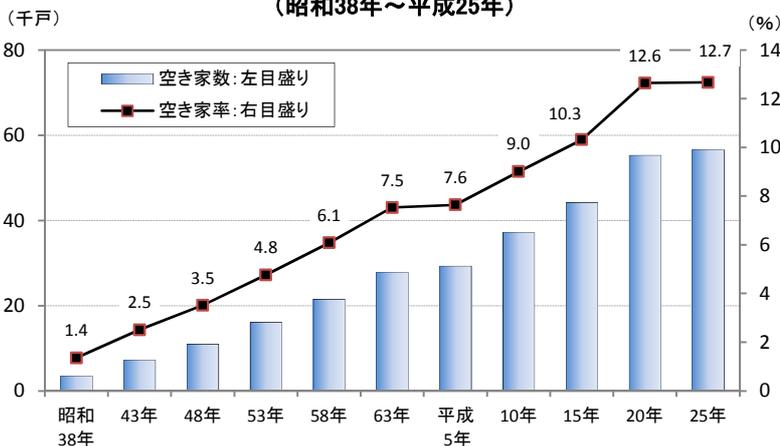
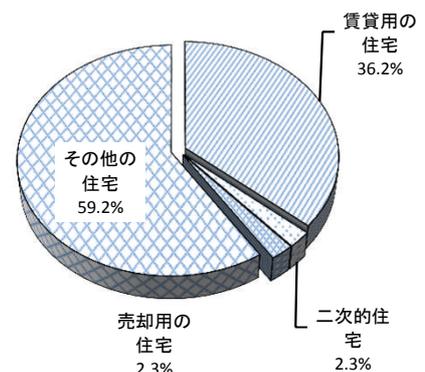
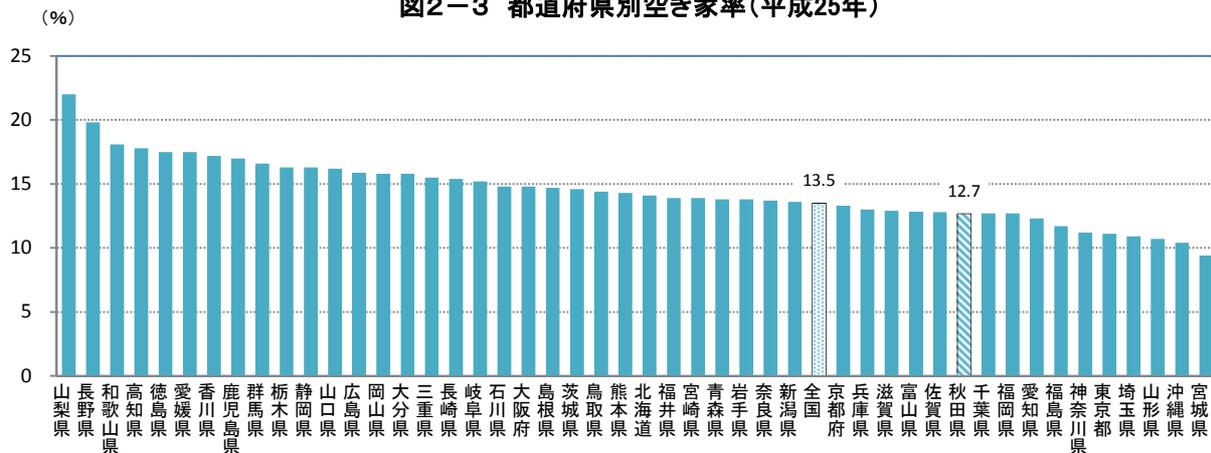


図2-2 空き家の内訳－秋田県(平成25年)



平成25年の空き家率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県の22.0%、次いで長野県の19.8%、和歌山県の18.1%などとなっている。秋田県の空き家率(12.7%)は、千葉県、福岡県と並び全国で37番目となっている。

図2-3 都道府県別空き家率(平成25年)



## Ⅱ 住宅の状況

ここでは、住宅の中でも「居住世帯のある住宅」（以下「住宅」という。）389,000戸について、住宅の状況を見ることにする。

### 1 住宅の種類

県内の住宅389,000戸について住宅の種類別にみると、居住専用の住宅（「専用住宅」）が375,500戸で住宅に占める割合は96.5%、居住部分が農林漁業や店舗等の事業用の部分と結合している住宅（「店舗その他の併用住宅」）が13,500戸で住宅に占める割合は3.5%となっている。

昭和63年は「専用住宅」が91.0%、「店舗その他の併用住宅」と「農林漁業併用住宅」の合計が9.0%となっていたが、「専用住宅」の割合が徐々に上昇していき、平成25年は住宅のほとんどを占めるようになった。

また、秋田県の住宅の種類別割合を全国と比較すると、「専用住宅」の割合は全国より1.3ポイント低く、その一方で「店舗その他の併用住宅」の割合は全国より1.3ポイント高くなっている。

表3 住宅の種類別住宅数－秋田県(昭和63年～平成25年)

	実数(戸)				割合(%)			
	総数	専用住宅	店舗その他の併用住宅	農林漁業併用住宅	総数	専用住宅	店舗その他の併用住宅	農林漁業併用住宅
昭和63年	339,300	308,900	27,000	3,400	100.0	91.0	8.0	1.0
平成5年	351,400	326,100	22,900	2,400	100.0	92.8	6.5	0.7
10年	373,700	350,500	21,800	1,300	100.0	93.8	5.8	0.3
15年	382,300	365,300	17,000	...	100.0	95.6	4.4	...
20年	380,300	365,200	15,100	...	100.0	96.0	4.0	...
25年	389,000	375,500	13,500	...	100.0	96.5	3.5	...
【全国(千戸)】								
平成25年	52,102	50,982	1,121	...	100.0	97.8	2.2	...

図3-1 住宅の種類別割合(平成25年)

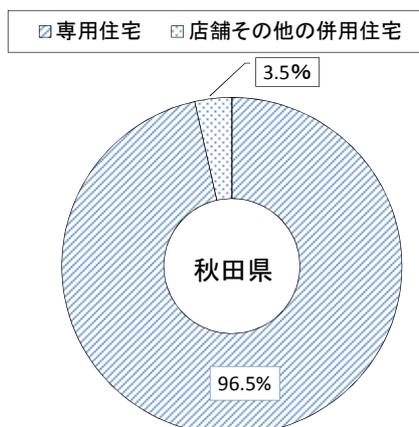
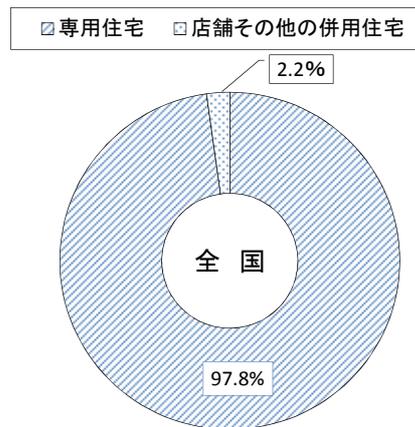


図3-2 住宅の種類別割合(平成25年)



## 2 住宅の建て方・構造

### (1)住宅の建て方

平成25年の住宅の状況を建て方別にみると、一戸建が315,000戸で住宅全体の81.0%を占め最も多く、次いで共同住宅が67,100戸で17.2%、長屋建が6,200戸で1.6%、その他が600戸で0.2%となっている。

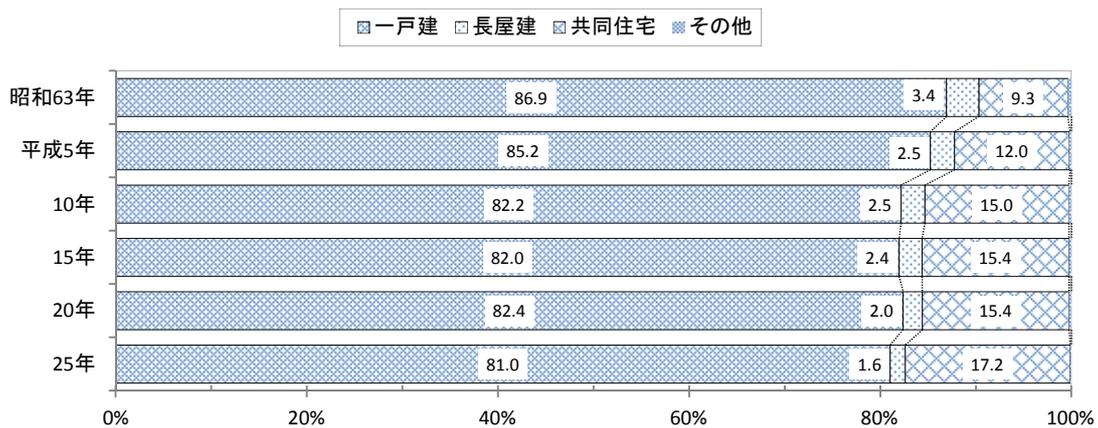
建て方別住宅数の推移をみると、長屋建は減少傾向にあるが一戸建と共同住宅は増加傾向にある。このうち、共同住宅は昭和63年から平成25年までの25年間で2倍以上に増加している。また、住宅の建て方別割合の推移をみると、一戸建及び長屋建は減少傾向にあるがその一方で共同住宅は増加傾向にあり、平成25年の共同住宅の建て方別割合は20年から1.8ポイント上昇している。

なお、秋田県と全国の建て方別割合を比較すると、一戸建率（総住宅数に占める一戸建の割合）は秋田県が全国を26.1ポイント上回っているが、共同住宅率（総住宅数に占める共同住宅の割合）は秋田県が全国より25.2ポイント下回っている。

表4-1 住宅の建て方別住宅数—秋田県(昭和63年～平成25年)

	実 数 (戸)					割 合 (%)				
	総 数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	総 数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
昭和63年	339,300	294,900	11,500	31,600	1,300	100.0	86.9	3.4	9.3	0.4
平成5年	351,400	299,400	8,900	42,200	800	100.0	85.2	2.5	12.0	0.2
10年	373,700	307,100	9,300	56,200	1,100	100.0	82.2	2.5	15.0	0.3
15年	382,300	313,400	9,100	58,800	1,000	100.0	82.0	2.4	15.4	0.3
20年	380,300	313,200	7,700	58,400	900	100.0	82.4	2.0	15.4	0.2
25年	389,000	315,000	6,200	67,100	600	100.0	81.0	1.6	17.2	0.2
【全国(千戸)】										
平成25年	52,102	28,599	1,289	22,085	130	100.0	54.9	2.5	42.4	0.2

図4-1 住宅の建て方別割合—秋田県(昭和63年～平成25年)



平成25年の一戸建率（住宅全治阿仁占める一戸建の割合）及び共同住宅率（住宅全体に占める共同住宅の割合）を都道府県別にみると、一戸建率は秋田県が81.0%で最も高く、次いで山形県の79.8%、富山県の79.7%などとなっていて、東京都が27.8%で最も低くなっている。

一方、共同住宅率は東京都が70.0%で最も高く、次いで神奈川県が56.1%、沖縄県が55.9%などとなっていて、秋田県は17.2%で最も低くなっている。

図4-2 都道府県別一戸建率(平成25年)

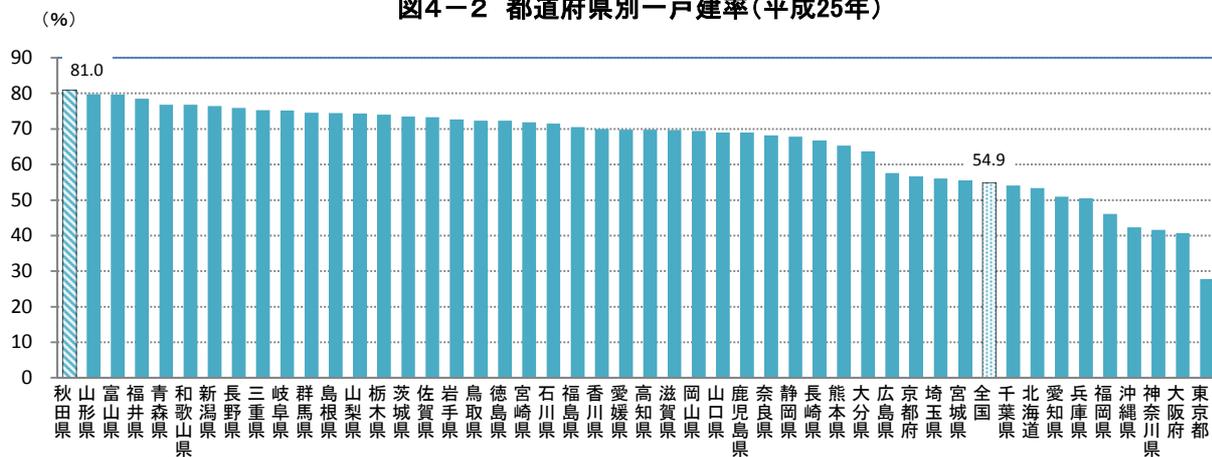
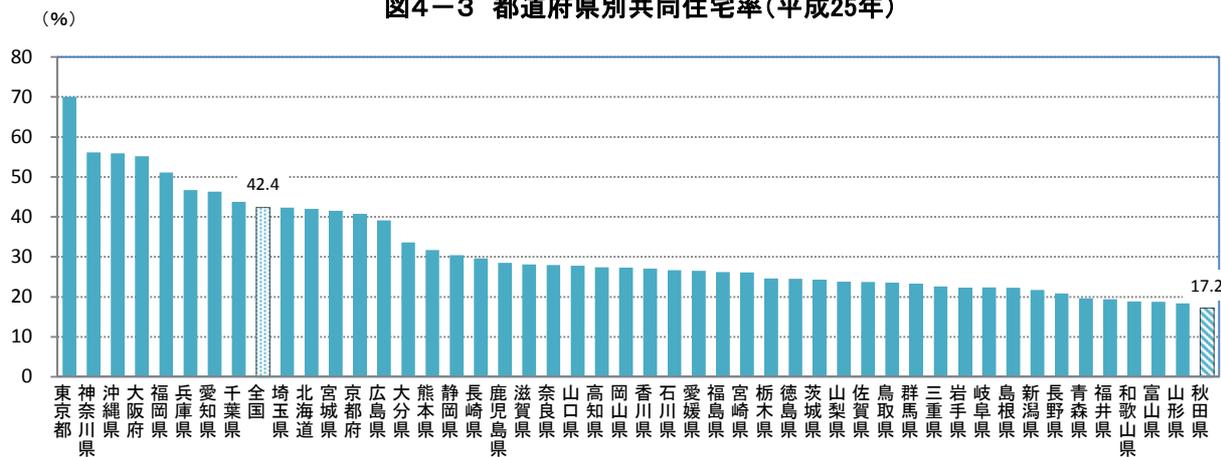


図4-3 都道府県別共同住宅率(平成25年)



## ○共同住宅

近年増加傾向にある共同住宅について平成25年の状況をみると、共同住宅数は20年の前回調査から8,700戸増加し67,100戸となった。

また、平成20年からの共同住宅数を階数(建物全体の階数)別にみると、「3～5階建」は2,100戸減少し12,700戸となっているが、「1・2階建」は2,200戸増加し42,800戸、そして「6階建以上」は8,400戸増加して11,500戸となっている。この結果、「6階建以上」が共同住宅総数に占める割合は17.1%で、20年から11.8ポイント大きく上昇した。

なお、秋田県と全国の階数別共同住宅の割合を比較すると、秋田県では「1・2階建」が63.8%で最も多く、全国より37.1ポイント上回っている。なお全国では「3～5階建」が37.8%で最も多く、次いで「6階建以上」が35.5%となっていてともに30%を超えているが、秋田県はいずれの割合も10%台で全国の約2分の1となっている。

表4-2 階数別共同住宅数－秋田県(昭和63年～25年)

	実数(戸)				割合(%)			
	総数	1・2階建	3～5階建	6階建以上	総数	1・2階建	3～5階建	6階建以上
昭和63年	31,600	21,800	8,300	1,500	100.0	69.0	26.3	4.7
平成5年	42,200	24,200	15,500	2,500	100.0	57.3	36.7	5.9
10年	56,200	38,200	14,900	3,200	100.0	68.0	26.5	5.7
15年	58,800	38,600	16,500	3,900	100.0	65.6	28.1	6.6
20年	58,400	40,600	14,800	3,100	100.0	69.5	25.3	5.3
25年	67,100	42,800	12,700	11,500	100.0	63.8	18.9	17.1
【全国(千戸)】								
平成25年	22,085	5,880	8,351	7,854	100.0	26.6	37.8	35.6

図4-2 共同住宅の階数別住宅数－秋田県(昭和63年～平成25年)

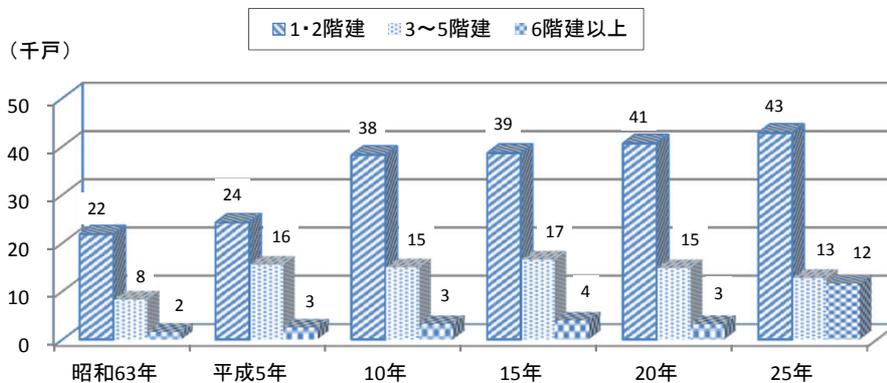
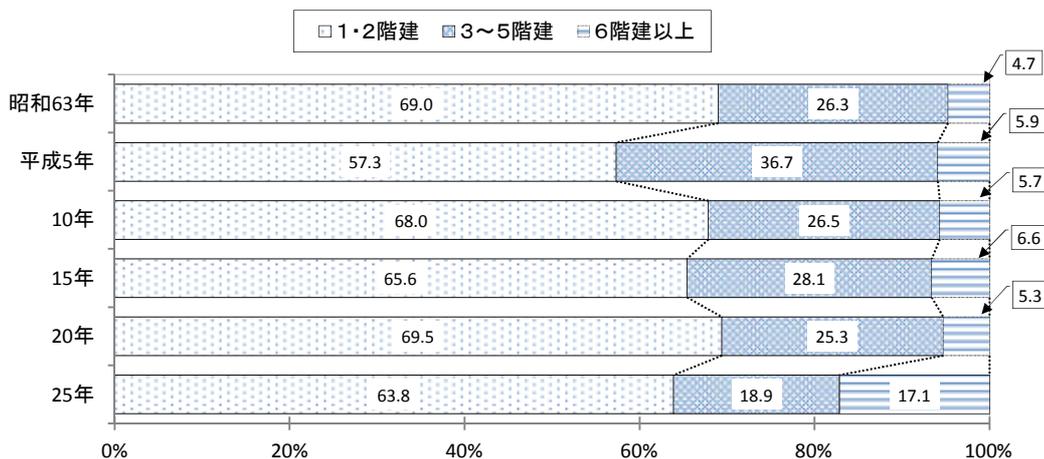


図4-3 共同住宅の階数別割合の推移－秋田県(昭和63年～平成25年)



## (2)住宅の構造

平成25年の住宅の構造をみると、木造（防火木造を含む。）が339,100戸で木造率（総住宅数に占める木造の割合）が87.2%、非木造が49,900戸で非木造率（総住宅数に占める非木造の割合）が12.8%となっていて、県内の住宅では9割近くが木造となっている

住宅の構造別割合の推移をみると、木造率は昭和63年以降減少傾向にある一方で、非木造率は昭和63年以降一貫して上昇し続けている。

なお、平成25年の木造率を都道府県別にみると、秋田県の87.2%は青森県に次いで全国で2番目となっており、全国の57.8%を29.4ポイント上回っている。

表5-1 住宅の構造別住宅数—秋田県(昭和63年～平成25年)

	総 数	木 造			非 木 造			
		総 数	木 造 (防火木造を除く)	防火木造	総 数	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他 <sup>※1</sup>
<b>実数(戸)</b>								
昭和63年	339,300	318,100	118,400	199,700	21,300	17,700	...	3,600
平成5年	351,400	320,000	40,100	279,900	31,400	28,200	...	3,200
10年	373,700	336,400	13,400	323,000	37,200	34,000	...	3,200
15年	382,300	342,100	82,700	259,400	40,200	32,600	7,000	600
20年	380,300	337,100	86,400	250,800	43,200	33,200	8,800	1,200
25年	389,000	339,100	58,200	280,900	49,900	41,500	8,200	200
【全国(千戸)】								
平成25年 <sup>※2</sup>	52,102	30,108	13,263	16,845	21,994	17,665	4,188	141
<b>割合(%)</b>								
昭和63年	100.0	93.8	34.9	58.9	6.3	5.2	...	1.1
平成5年	100.0	91.1	11.4	79.7	8.9	8.0	...	0.9
10年	100.0	90.0	3.6	86.4	10.0	9.1	...	0.9
15年	100.0	89.5	21.6	67.9	10.5	8.5	1.8	0.2
20年	100.0	88.6	22.7	65.9	11.4	8.7	2.3	0.3
25年	100.0	87.2	15.0	72.2	12.8	10.7	2.1	0.1
【全国】								
平成25年 <sup>※2</sup>	100.0	57.8	25.5	32.3	42.2	33.9	8.0	0.3

※1 平成10年までの「その他」は、レンガ造、鉄骨造など。平成15年以降の「その他」はレンガ造、ブロック造など。

図5-1 住宅の構造別割合—秋田県(昭和63年～平成25年)

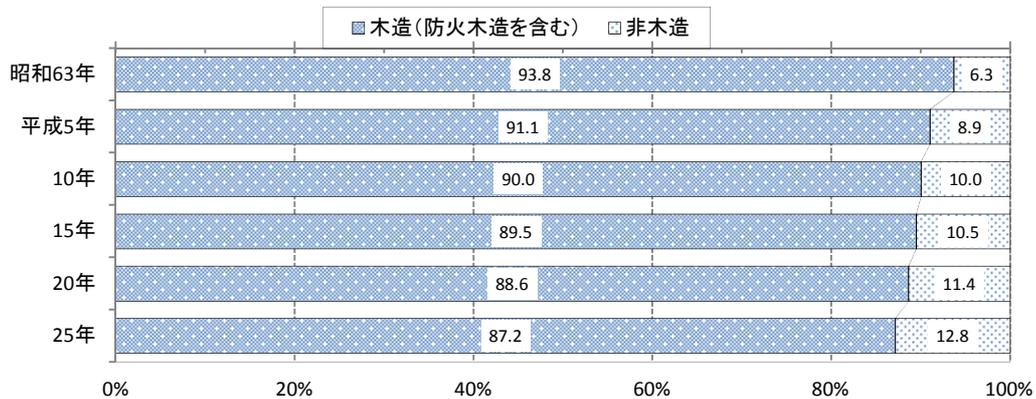
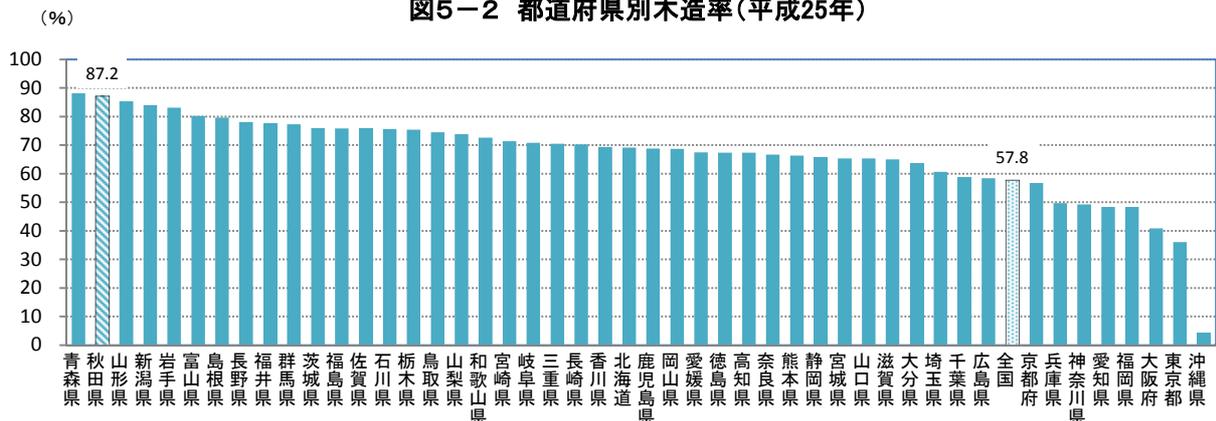


図5-2 都道府県別木造率(平成25年)



### (3) 建て方別にみた住宅の構造

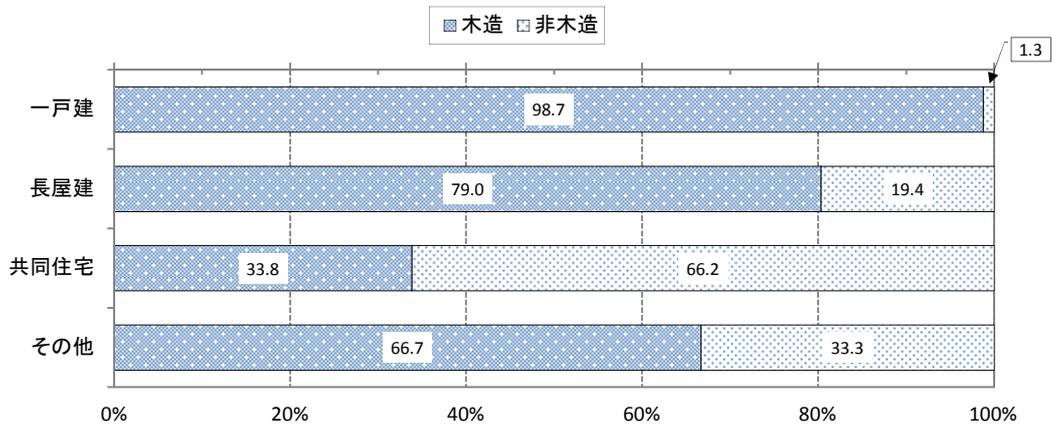
平成25年の住宅の構造を建て方別にみると、一戸建は315,000戸のうち木造が311,000戸(98.7%)、非木造が3,900戸(1.2%)となっていて、一戸建では木造の割合が圧倒的に多くなっている。また、長屋建は6,200戸のうち木造が4,900戸(79.0%)で8割近くを占めているが、共同住宅では67,100戸のうち木造が22,700戸(33.8%)、非木造が44,400戸(66.2%)で非木造の割合が高くなっている。

なお、非木造住宅49,900戸のうち共同住宅が44,400戸となっていて、県内の非木造住宅の9割近くが共同住宅となっている。

表5-2 住宅の建て方、構造別住宅数－秋田県(平成25年)

	総数	木造			非木造			
		総数	木造 (防火木造を除く)	防火木造	総数	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他
<b>実数(戸)</b>								
住宅総数	389,000	339,100	58,200	280,900	49,900	41,500	8,200	200
一戸建	315,000	311,000	55,900	255,100	3,900	2,400	1,400	100
長屋建	6,200	4,900	600	4,300	1,200	1,000	100	100
共同住宅	67,100	22,700	1,600	21,100	44,400	37,900	6,500	...
その他	600	400	100	300	200	100	100	0
<b>割合(%)</b>								
住宅総数	100.0	87.2	15.0	72.2	12.8	10.7	2.1	0.1
一戸建	100.0	98.7	17.7	81.0	1.2	0.8	0.4	0.0
長屋建	100.0	79.0	9.7	69.4	19.4	16.1	1.6	1.6
共同住宅	100.0	33.8	2.4	31.4	66.2	56.5	9.7	...
その他	100.0	66.7	16.7	50.0	33.3	16.7	16.7	0.0

図5-3 住宅の建て方別構造割合－秋田県(平成25年)



### 3 建築の時期

平成25年の住宅を建築の時期別にみると、昭和25年以前に建築された住宅が16,700戸で住宅全体の4.5%を占め、昭和26年以降に建築された住宅が354,800戸で住宅全体の95.5%を占めている。

また、平成3年以降に建築された住宅は159,400戸(42.9%)で住宅総数の4割以上となっている。その一方で、昭和55年以前に建築された住宅は142,400戸(38.3%)あり、県内の住宅の4割近くが建築後30年以上経過している住宅となっている。

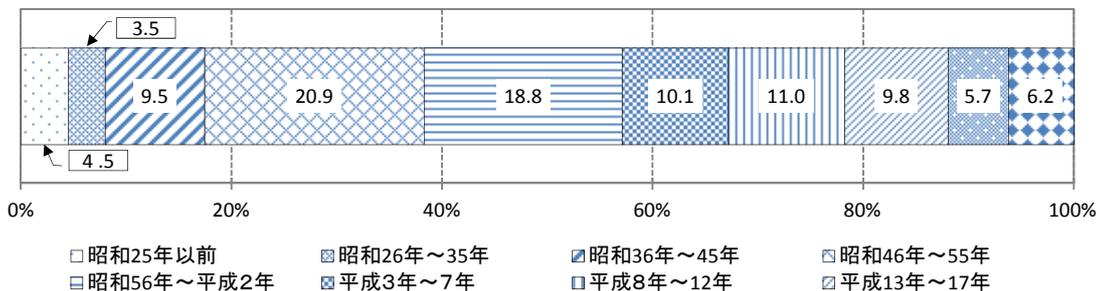
なお、全国の建築の時期別割合をみると、昭和25年以前に建築された住宅は3.4%、昭和26年以降に建築された住宅は96.6%で秋田県とほぼ同じような割合となっている。しかし、平成3年以降に建築された住宅は50.3%となっており、秋田県(42.9%)より7.4ポイント高くなっている。

表6-1 建築の時期別住宅数-秋田県(昭和63年~平成25年)

	総数*	昭和25年以前	昭和26年以降										
			総数	昭和26年~35年	昭和36年~45年	昭和46年~55年	昭和56年~平成2年	平成3年~7年	平成8年~12年	平成13年~17年	平成18年~20年	平成21年~25年9月	
<b>実数(戸)</b>													
昭和63年	338,500	32,300	306,200	31,200	73,600	132,400	69,000	...	...	...	...	...	...
平成5年	349,800	26,400	323,300	27,800	62,400	117,700	92,100	23,300	...	...	...	...	...
10年	370,000	18,900	351,200	23,600	55,000	113,200	91,000	44,100	24,300	...	...	...	...
15年	376,400	21,200	355,300	16,800	45,500	90,200	90,500	44,100	49,000	19,200	...	...	...
20年	370,000	18,200	351,900	14,600	40,900	85,800	71,700	39,900	43,400	39,300	16,300	...	...
25年	371,400	16,700	354,800	13,000	35,100	77,600	69,700	37,500	41,000	36,500	21,200	23,200	...
<b>【全国(千戸)】</b>													
平成25年	47,989	1,640	46,350	925	3,294	8,332	9,663	5,392	5,662	5,480	3,677	3,926	...
<b>割合(%)</b>													
昭和63年	100.0	9.5	90.5	9.2	21.7	39.1	20.4	...	...	...	...	...	...
平成5年	100.0	7.5	92.4	7.9	17.8	33.6	26.3	6.7	...	...	...	...	...
10年	100.0	5.1	94.9	6.4	14.9	30.6	24.6	11.9	6.6	...	...	...	...
15年	100.0	5.6	94.4	4.5	12.1	24.0	24.0	11.7	13.0	5.1	...	...	...
20年	100.0	4.9	95.1	3.9	11.1	23.2	19.4	10.8	11.7	10.6	4.4	...	...
25年	100.0	4.5	95.5	3.5	9.5	20.9	18.8	10.1	11.0	9.8	5.7	6.2	...
<b>【全国】</b>													
平成25年	100.0	3.4	96.6	1.9	6.9	17.4	20.1	11.2	11.8	11.4	7.7	8.2	...

※ 住宅の建築の時期「不詳」を含まない。

図6-1 建築の時期別割合\* -秋田県(平成25年)



\* 住宅の建築の時期「不詳」を含まない。

#### 4 所有の関係

平成25年の住宅の所有の関係をみると、持ち家は303,800戸で住宅全体に占める割合（持ち家住宅率）は78.1%となっている。また、借家は81,500戸で住宅全体に占める割合は21.0%となっている。この借家の内訳をみると、民営借家が62,800戸（16.1%）で最も多くなっている。

また、平成25年の持ち家住宅率を住宅の建て方別にみると、一戸建は94.6%、長屋建は14.5%、共同住宅は6.6%となっている。一戸建では持ち家が9割を超えているが、長屋建や共同住宅では持ち家より借家の割合が高く、借家の割合はいずれも80%以上となっている。

なお、所有の関係別に住宅の建て方別割合をみると、持ち家では一戸建の割合が98.1%で突出しているが、借家では共同住宅が73.4%で最も多く、一戸建は20.0%となっている。

表7 住宅の建て方、所有の関係別住宅数－秋田県(平成25年)

	総数※1	持ち家	借家					
			総数	公営・UR※2・公社の借家			民営借家	給与住宅
				総数	公営の借家	UR・公社の借家		
<b>実数(戸)</b>								
総数	389,000	303,800	81,500	10,700	10,400	300	62,800	8,000
一戸建	315,000	298,100	16,300	2,100	2,100	...	13,200	1,000
長屋建	6,200	900	5,100	2,900	2,900	...	2,100	100
共同住宅	67,100	4,400	59,800	5,700	5,400	300	47,400	6,700
その他	600	400	300	...	...	...	100	200
<b>割合1(%)</b>								
総数	100.0	78.1	21.0	2.8	2.7	0.1	16.1	2.1
一戸建	100.0	94.6	5.2	0.7	0.7	...	4.2	0.3
長屋建	100.0	14.5	82.3	46.8	46.8	...	33.9	1.6
共同住宅	100.0	6.6	89.1	8.5	8.0	0.4	70.6	10.0
その他	100.0	66.7	50.0	...	...	...	16.7	33.3
<b>割合2(%)</b>								
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一戸建	81.0	98.1	20.0	19.6	20.2	...	21.0	12.5
長屋建	1.6	0.3	6.3	27.1	27.9	...	3.3	1.3
共同住宅	17.2	1.4	73.4	53.3	51.9	100.0	75.5	83.8
その他	0.2	0.1	0.4	...	...	...	0.2	2.5

※1 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

※2 「都市再生機構」の略称

◆「割合1」は、建て方別にみた各住宅の所有の関係が占める割合

◆「割合2」は、住宅の所有の関係別にみた各建て方が占める割合

図7-1 住宅の所有の関係別割合  
－秋田県(平成25年)

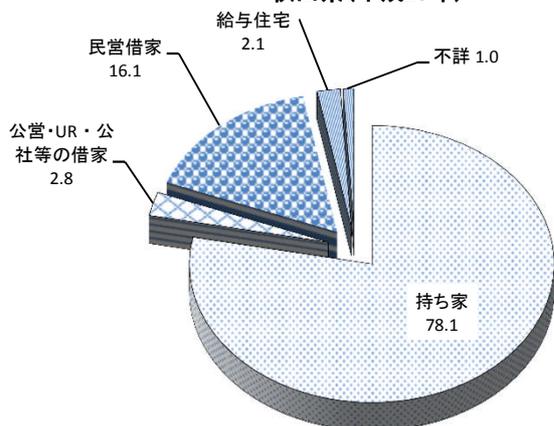
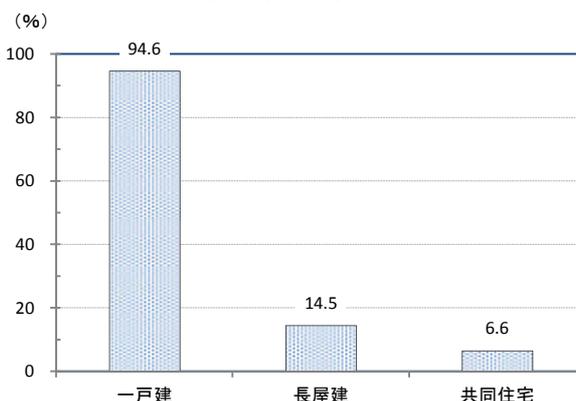
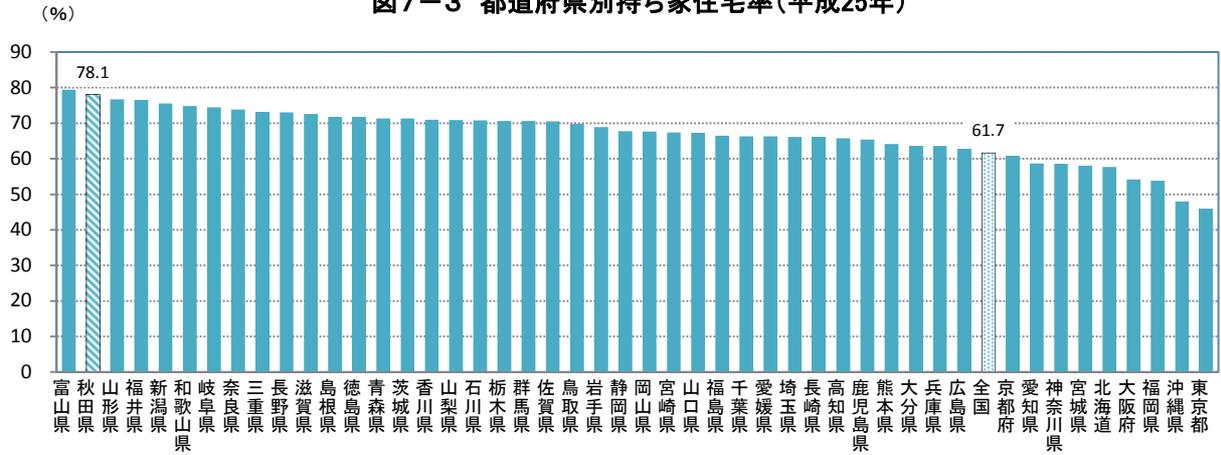


図7-2 建て方別にみた持ち家の割合  
－秋田県(平成25年)



平成25年の持ち家住宅率を都道府県別にみると、秋田県の78.1%は富山県に次いで全国で2番目に高く、全国の61.7%に比べ16.4ポイント上回っている。

図7-3 都道府県別持ち家住宅率(平成25年)



## 5 住宅の規模

居住専用に建築された住宅（専用住宅）について、住宅の規模を示す各指標の平成25年の数値をみると、1住宅当たり居住室数は5.88室で平成20年に比べ0.15室の減少、居住室の畳数は45.44畳で同じく0.42畳の減少、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた床面積の合計）は136.58㎡で同じく3.26㎡の減少となっている。居住室数と延べ面積は昭和63年以降で最小となっているが、各指標とも全国を大きく上回っている。

また、専用住宅の所有の関係別に1住宅当たり延べ面積をみると、持ち家が160.44㎡で平成20年から2.38㎡の減少、借家は50.48㎡で同じく3.56㎡の減少となっていて、持ち家の延べ面積は借家の約3.2倍となっている。

なお専用住宅について、昭和63年以降の1住宅当たり延べ面積を所有の関係別にみると、持ち家、借家とも概ね一定規模で推移している。

表8-1 専用住宅の規模—秋田県(昭和63年～平成25年)

	1住宅当たり 居住室数 (室)	1住宅当たり 居住室の畳数 (畳)	1住宅当たり 延べ面積 (㎡)
昭和63年	6.22	43.92	136.06
平成5年	6.27	45.23	140.95
10年	6.11	44.68	138.74
15年	6.02	45.09	138.61
20年	6.03	45.86	139.84
25年	5.88	45.44	136.58
【全国】			
平成25年	4.56	32.55	92.97

図8-1 専用住宅の規模—全国、秋田県(平成25年)

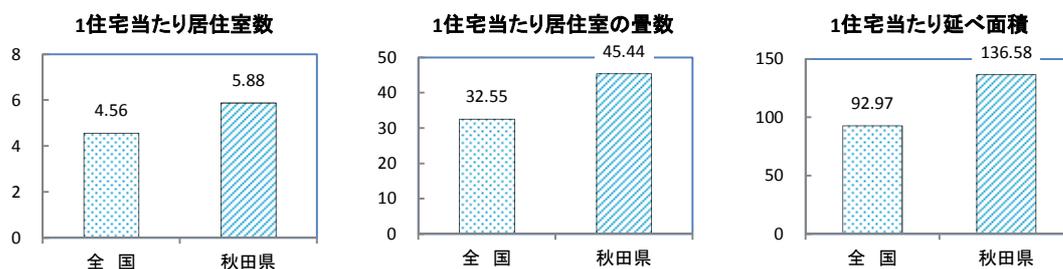
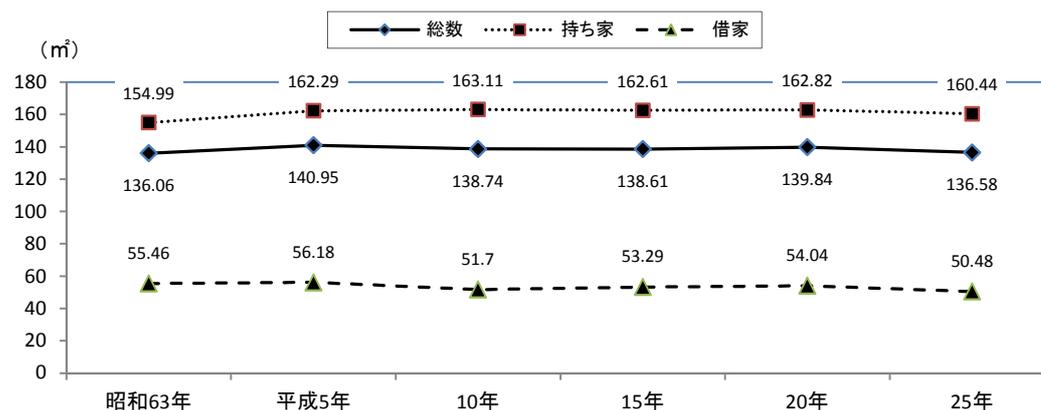


表8-2 専用住宅の所有の関係別1住宅当たり延べ面積—秋田県(昭和63年～平成25年)

	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	25年
総数(㎡)	136.06	140.95	138.74	138.61	139.84	136.58
持ち家(㎡)	154.99	162.29	163.11	162.61	162.82	160.44
借家(㎡)	55.46	56.18	51.70	53.29	54.04	50.48

図8-2 専用住宅の1住宅当たり延べ面積の推移—秋田県(昭和63年～平成25年)



## 6 設備

高齢者等のための設備についてみると、設備がある住宅は219,400戸で平成20年に比べて14,400戸増加し、住宅全体に占める割合は56.4%で20年から2.5ポイント上昇している。

設備の内訳をみると、「手すりがある」住宅は182,600戸で住宅全体の46.9%となっていて、平成20年の42.7%から4.2ポイント上昇している。手すりの設置場所をみると、「階段」が117,500戸で住宅全体の30.2%と最も多く、次いで「トイレ」が100,100戸で25.7%、「浴室」が96,200戸で24.7%などとなっている。

その他の設備では、「車いすなどで通行可能な幅」と「段差のない屋内」は平成20年から上昇しているが、その一方で「またぎやすい高さの浴槽」と「道路から玄関まで車いすで通行可能」は低下している。

また、高齢者等のための設備について住宅の建て方別にみると、設備のある住宅は一戸建てで62.9%、長屋建てで50.0%、共同住宅で26.5%となっている。

表9-1 高齢者等のための設備状況別住宅数—秋田県(平成20年、25年)

実数(戸)	高齢者等のための設備がある																高齢者等のための設備はない
	総数※1	総数※2	手すりがある									またぎやすい高さの浴槽	廊下などが車いすなどで通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車いすで通行可能		
			総数※2	玄関	トイレ	浴室	脱衣所	廊下	階段	居住室	その他						
平成20年	380,300	205,000	162,300	31,800	79,300	79,800	13,300	26,300	104,100	5,700	3,000	102,800	71,800	72,100	40,900	173,000	
25年	389,000	219,400	182,600	43,800	100,100	96,200	16,100	32,600	117,500	6,200	3,800	90,500	74,800	77,400	38,700	165,800	
割合(%)																	
平成20年	100.0	53.9	42.7	8.4	20.9	21.0	3.5	6.9	27.4	1.5	0.8	27.0	18.9	19.0	10.8	45.5	
25年	100.0	56.4	46.9	11.3	25.7	24.7	4.1	8.4	30.2	1.6	1.0	23.3	19.2	19.9	9.9	42.6	

※1 高齢者等の設備状況「不詳」を含む。

※2 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

表9-2 住宅の建て方、高齢者等のための設備状況別住宅数—秋田県(平成25年)

実数(戸)	高齢者等のための設備がある																高齢者等のための設備はない
	総数※1	総数※2	手すりがある									またぎやすい高さの浴槽	廊下などが車いすなどで通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車いすで通行可能		
			総数※2	玄関	トイレ	浴室	脱衣所	廊下	階段	居住室	その他						
総数	389,000	219,400	182,600	43,800	100,100	96,200	16,100	32,600	117,500	6,200	3,800	90,500	74,800	77,400	38,700	165,800	
一戸建	315,000	198,100	170,500	40,400	93,900	89,700	14,300	30,900	111,800	5,800	3,300	84,700	67,300	68,400	33,000	116,400	
長屋建	6,200	3,100	2,800	900	1,900	1,700	500	600	1,800	300	200	900	700	1,500	500	3,000	
共同住宅	67,100	17,800	8,900	2,400	4,200	4,700	1,300	1,100	3,600	200	300	4,700	6,800	7,400	5,100	46,300	
その他	600	500	400	100	100	0	0	0	300	0	0	100	100	100	0	200	
割合(%)																	
総数	100.0	56.4	46.9	11.3	25.7	24.7	4.1	8.4	30.2	1.6	1.0	23.3	19.2	19.9	9.9	42.6	
一戸建	100.0	62.9	54.1	12.8	29.8	28.5	4.5	9.8	35.5	1.8	1.0	26.9	21.4	21.7	10.5	37.0	
長屋建	100.0	50.0	45.2	14.5	30.6	27.4	8.1	9.7	29.0	4.8	3.2	14.5	11.3	24.2	8.1	48.4	
共同住宅	100.0	26.5	13.3	3.6	6.3	7.0	1.9	1.6	5.4	0.3	0.4	7.0	10.1	11.0	7.6	69.0	
その他	100.0	83.3	66.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	33.3	

※1 高齢者等の設備状況「不詳」を含む。

※2 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

図9-1 高齢者等のための設備がある住宅の割合—秋田県(平成20年、25年)

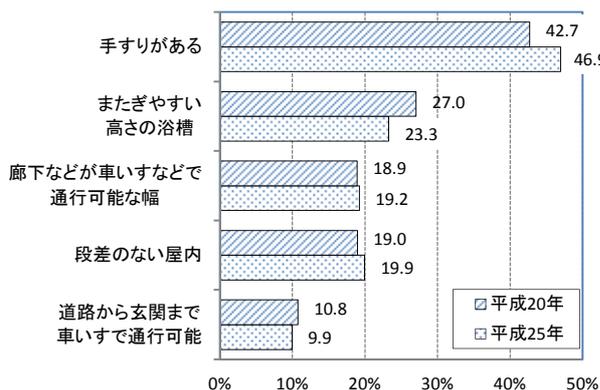
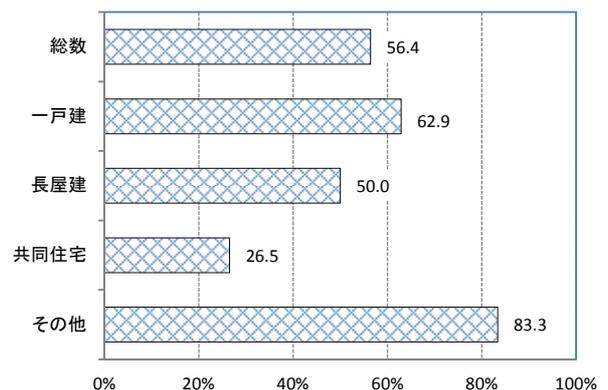


図9-2 高齢者等のための設備がある住宅の建て方別割合—秋田県(平成25年)



省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽光を利用した温水機器等」がある住宅は4,700戸で住宅全体の1.2%となっていて、平成20年に比べ1,300戸減少し住宅全体に占める割合は0.4ポイント低下している。

一方、「太陽光を利用した発電機器等」がある住宅は4,600戸で住宅全体の1.2%となっていて、平成20年に比べ2,800戸増加し住宅全体に占める割合は0.7ポイント上昇している。

また、「二重サッシ又は複層ガラスの窓」がある住宅は127,700戸で住宅全体の32.8%となっていて、県内の約3分の1の住宅で「二重サッシ又は複層ガラスの窓」を設置している。

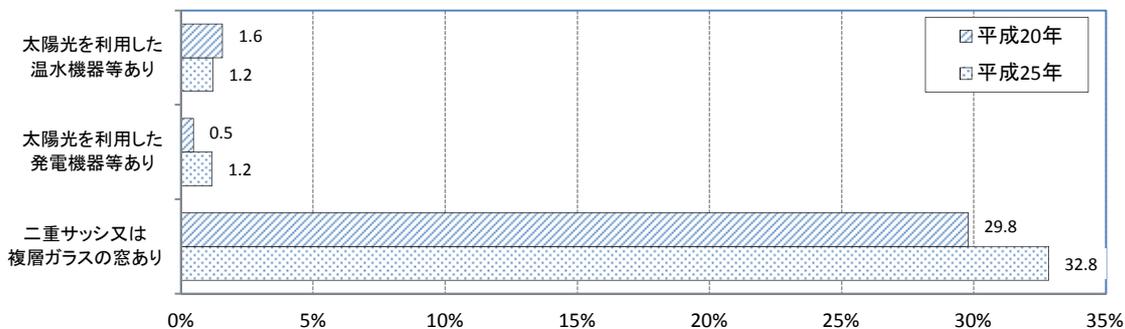
表9-3 省エネルギー設備等別住宅数-秋田県(平成20年、25年)

実数(戸)	総数 <sup>※1</sup>	省エネルギー設備等あり				
		太陽光を利用した温水機器等あり	太陽光を利用した発電機器等あり	二重サッシ又は複層ガラスの窓あり		
				総数	すべての窓にあり	一部の窓にあり
◇平成20年						
総数 <sup>※2</sup>	380,300	6,000	1,800	113,300	133,300	131,400
持ち家	298,100	5,800	1,500	90,400	116,600	91,100
借家	79,800	200	300	22,900	16,700	40,300
◇平成25年						
総数 <sup>※2</sup>	389,000	4,700	4,600	127,700	141,400	116,200
持ち家	303,800	4,600	4,500	104,500	120,600	78,600
借家	81,500	100	100	23,200	20,800	37,500
割合(%)						
◇平成20年						
総数 <sup>※2</sup>	100.0	1.6	0.5	29.8	35.1	34.6
持ち家	100.0	1.9	0.5	30.3	39.1	30.6
借家	100.0	0.3	0.4	28.7	20.9	50.5
◇平成25年						
総数 <sup>※2</sup>	100.0	1.2	1.2	32.8	36.3	29.9
持ち家	100.0	1.5	1.5	34.4	39.7	25.9
借家	100.0	0.1	0.1	28.5	25.5	46.0

※1 省エネルギー設備等「不詳」を含む。

※2 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

図9-3 省エネルギー設備等のある住宅数の割合-秋田県(平成20年、25年)



共同住宅(67,100戸)のうち、「エレベーターあり」の住宅は12,300戸で共同住宅全体の18.3%となっていて、全国の45.4%と比べると27.1ポイント下回っている。

また、共同住宅のうち「オートロック式」の住宅は10,500戸で共同住宅全体の15.6%となっていて、全国の31.8%と比べると16.2ポイント下回っている。

図9-4 エレベーターの有無別共同住宅割合-全国、秋田県(平成25年)

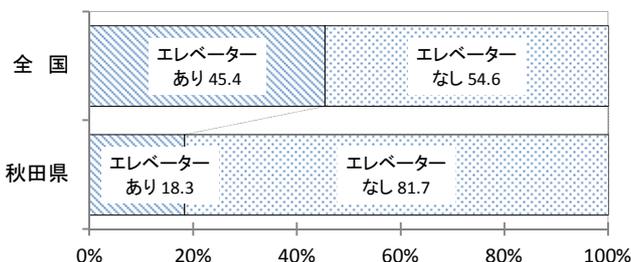
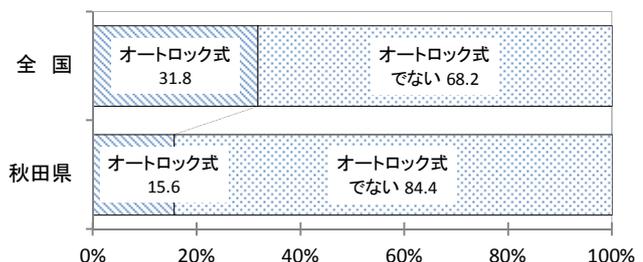


図9-5 オートロックの有無別共同住宅割合-全国、秋田県(平成25年)



## 7 増改築・改修工事等

持ち家のうち、平成21年以降に増改築・改修工事等をした住宅は96,100戸で、持ち家全体の31.6%となっている。

増改築・改修工事等が行われた住宅における工事の内訳をみると、「台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事」が48,200戸、持ち家全体の15.9%で最も多くなっている。次いで、「屋根・外壁等の補強工事」が45,500戸、持ち家全体の15.0%などとなっている。

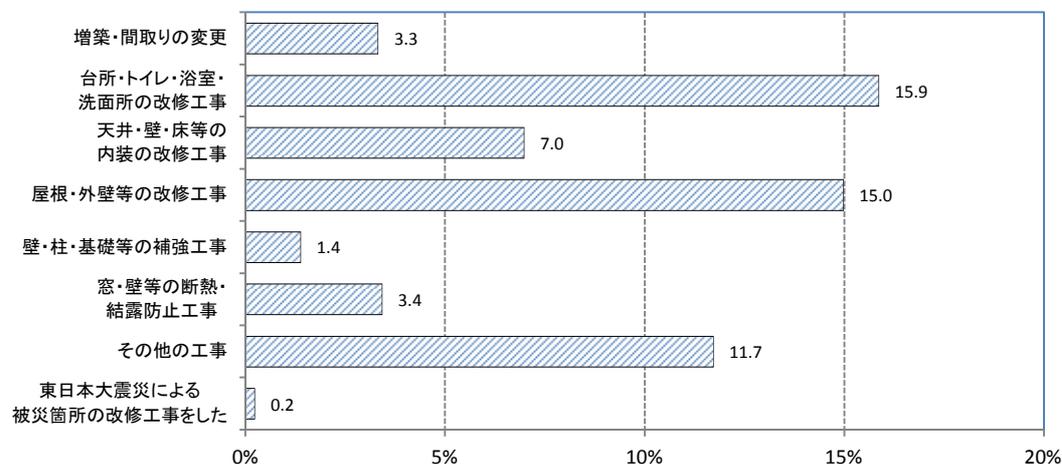
なお、「東日本大震災による被災箇所での改修工事をした」住宅は700戸で、持ち家全体の0.2%となっている。

表10-1 不朽・破損の有無、平成21年以降の住宅の増改築・改修工事等別持ち家数－秋田県(平成25年)

	総数	増改築・改修工事等をした									増改築・改修工事等をしていない	
		総数 <sup>※1</sup>	増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	東日本大震災による被災箇所の改修工事をした		
<b>実数(戸)</b>												
総数	303,800	96,100	10,100	48,200	21,200	45,500	4,200	10,400	35,600	700	207,600	
不朽・破損あり	37,900	10,900	1,100	5,400	2,100	5,100	400	900	3,600	100	27,000	
不朽・破損なし	265,900	85,300	9,000	42,800	19,100	40,400	3,700	9,500	32,000	700	180,600	
<b>割合(%)</b>												
総数	100.0	31.6	3.3	15.9	7.0	15.0	1.4	3.4	11.7	0.2	68.3	
不朽・破損あり	100.0	28.8	2.9	14.2	5.5	13.5	1.1	2.4	9.5	0.3	71.2	
不朽・破損なし	100.0	32.1	3.4	16.1	7.2	15.2	1.4	3.6	12.0	0.3	67.9	

※1 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

図10-1 平成21年以降の増改築・改修工事等の状況別持ち家の割合－秋田県(平成25年)



持ち家のうち耐震改修工事が行われた住宅は4,900戸で、持ち家全体の1.6%となっている。耐震改修工事の内訳をみると、「壁の新設・補強」が2,100戸(0.7%)、「基礎の補強」が1,700戸(0.6%)、「筋かいの設置」及び「金具による補強」がともに1,500戸(0.5%)となっている。

また、持ち家のうち平成21年以降に耐震診断が行われた住宅は9,300戸で、持ち家全体の3.1%となっている。このうち、耐震性が確保されていた住宅は8,500戸で同じく2.8%となっている。

表10-2 住宅の耐震診断の有無、耐震改修工事の状況別持ち家数－秋田県(平成25年)

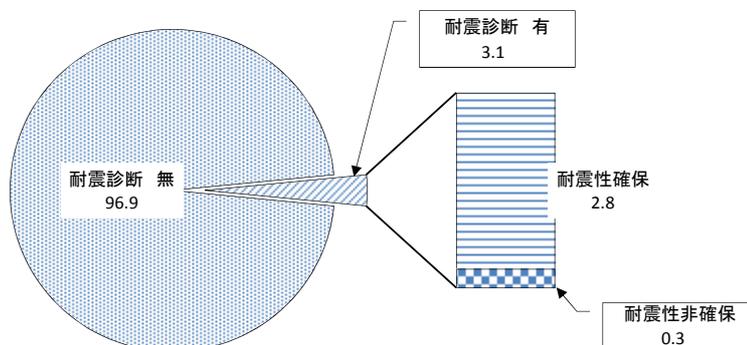
	総数	耐震改修工事をした						耐震改修工事をしていない
		総数※1	壁の新設・補強	筋かいの設置	基礎の補強	金具による補強	その他	
<b>実数(戸)</b>								
総数	303,800	4,900	2,100	1,500	1,700	1,500	1,100	298,900
耐震診断有	9,300	1,700	900	700	1,000	500	300	7,700
耐震性確保	8,500	1,300	600	500	800	400	200	7,200
耐震性非確保	900	400	200	200	200	100	100	500
耐震診断無	294,400	3,200	1,200	800	800	1,000	800	291,200
<b>割合1(%)</b>								
総数	100.0	1.6	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	98.4
耐震診断有	100.0	18.3	9.7	7.5	10.8	5.4	3.2	82.8
耐震性確保	100.0	15.3	7.1	5.9	9.4	4.7	2.4	84.7
耐震性非確保	100.0	44.4	22.2	22.2	22.2	11.1	11.1	55.6
耐震診断無	100.0	1.1	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	98.9
<b>割合2(%)</b>								
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
耐震診断有	3.1	34.7	42.9	46.7	58.8	33.3	27.3	2.6
耐震性確保	2.8	26.5	28.6	33.3	47.1	26.7	18.2	2.4
耐震性非確保	0.3	8.2	9.5	13.3	11.8	6.7	9.1	0.2
耐震診断無	96.9	65.3	57.1	53.3	47.1	66.7	72.7	97.4

※1 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

◆「割合1」は、住宅の耐震診断の有無別にみた耐震改修工事の状況が占める割合

◆「割合2」は、住宅の耐震改修工事の状況別にみた耐震診断の有無が占める割合

図10-2 平成21年以降の耐震診断の有無別持ち家の割合－秋田県(平成25年)



### Ⅲ 高齢者のいる世帯

高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保がより一層重要視されていることから、ここでは高齢者世帯の状況についてみることにする。

なお、この「Ⅲ 高齢者のいる世帯」では、65歳以上の世帯員のいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、その世帯を次の三つの型に区分する。

- ① 高齢単身世帯・・・65歳以上の単身の主世帯
- ② 高齢者のいる夫婦のみの世帯・・・夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの世帯
- ③ 高齢者のいるその他の世帯・・・高齢者のいる世帯から上記の二つを除いた主世帯（高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成される主世帯）

#### 1 世帯数の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、昭和63年は127,800世帯であったがその後一貫して増加を続け、平成20年には20万世帯を超え、平成25年は212,700世帯となって20年から6,900世帯増加した。主世帯全体に占める割合も平成15年に50%を超え、平成25年は54.7%となって20年から0.6ポイント増加している。

なお、平成25年の「75歳以上世帯員のいる主世帯数」は131,000世帯で、20年に比べ10,600世帯増加し、主世帯全体に占める割合は33.7%となり20年から2.0ポイント上昇している。

表11 世帯の型別主世帯数－秋田県(平成25年)

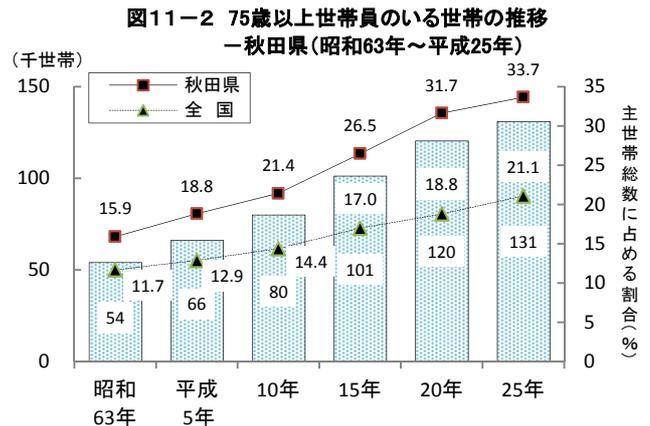
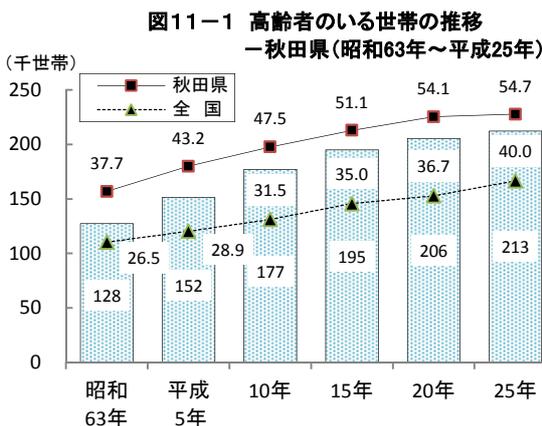
	総数	うち高齢者(65歳以上)のいる主世帯			うち75歳以上世帯員のいる主世帯				
		総数	高齢単身世帯※1	高齢者のいる夫婦のみの主世帯※2	高齢者のいるその他の主世帯	総数	高齢単身世帯※3	高齢者のいる夫婦のみの主世帯※4	高齢者のいるその他の主世帯
<b>実数(世帯)</b>									
昭和63年	339,300	127,800	11,100	17,200	99,500	54,000	3,600	4,200	46,200
平成5年	351,400	151,800	16,100	23,800	111,900	66,200	5,700	6,400	54,100
10年	373,700	177,400	22,900	35,700	118,800	80,100	8,900	10,000	61,200
15年	382,300	195,400	28,500	43,200	123,700	101,300	13,900	14,100	73,300
20年	380,300	205,800	37,400	44,800	123,600	120,400	20,700	19,400	80,300
25年	389,000	212,700	44,600	47,200	120,900	131,000	26,000	22,900	82,100
<b>割合-1(%)</b>									
昭和63年	100.0	37.7	3.3	5.1	29.3	15.9	1.1	1.2	13.6
平成5年	100.0	43.2	4.6	6.8	31.8	18.8	1.6	1.8	15.4
10年	100.0	47.5	6.1	9.6	31.8	21.4	2.4	2.7	16.4
15年	100.0	51.1	7.5	11.3	32.4	26.5	3.6	3.7	19.2
20年	100.0	54.1	9.8	11.8	32.5	31.7	5.4	5.1	21.1
25年	100.0	54.7	11.5	12.1	31.1	33.7	6.7	5.9	21.1
<b>割合-2(%)</b>									
昭和63年	...	100.0	8.7	13.5	77.9	42.3	2.8	3.3	36.2
平成5年	...	100.0	10.6	15.7	73.7	43.6	3.8	4.2	35.6
10年	...	100.0	12.9	20.1	67.0	45.2	5.0	5.6	34.5
15年	...	100.0	14.6	22.1	63.3	51.8	7.1	7.2	37.5
20年	...	100.0	18.2	21.8	60.1	58.5	10.1	9.4	39.0
25年	...	100.0	21.0	22.2	56.8	61.6	12.2	10.8	38.6

※1 65歳以上の単身者のみの主世帯

※2 夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの主世帯

※3 75歳以上の単身者のみの主世帯

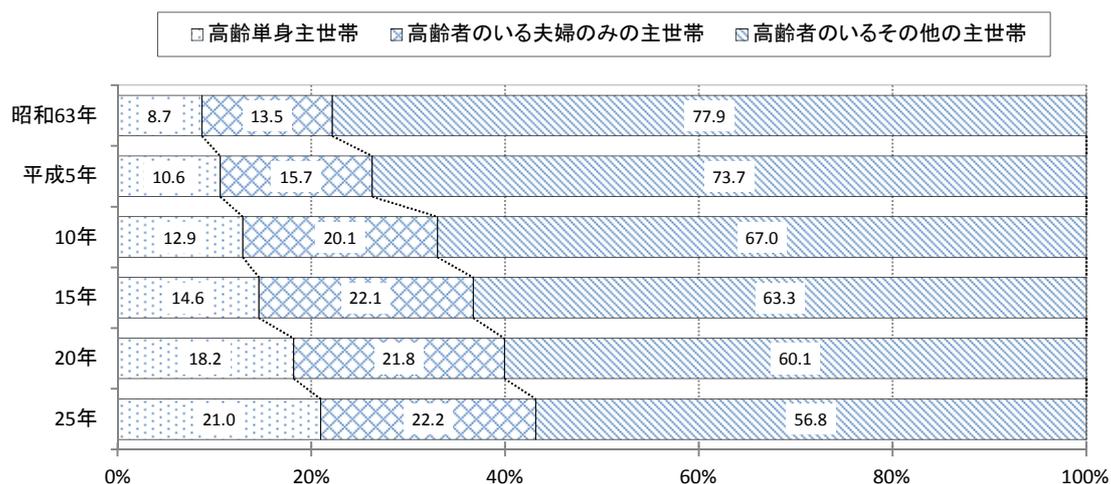
※4 夫婦とも又はいずれか一方が75歳以上の夫婦一組のみの主世帯



高齢者のいる世帯について、昭和63年以降の世帯の型別の推移をみると、「高齢単身主世帯」は一貫して上昇を続けており、平成25年は44,600世帯で20年に比べ7,200世帯増加し、高齢者のいる世帯に占める割合は21.0%で20年に比べ2.8ポイント上昇した。また、「高齢者のいる夫婦のみの世帯」も平成25年は47,200世帯となって20年から2,400世帯増加し、高齢者のいる世帯に占める割合は22.2%となっている。

これら二つの世帯が高齢者のいる世帯に占める割合は、昭和63年には22.2%であったが平成25年は43.2%まで上昇しており、高齢者のいる世帯の中において高齢単身世帯及び高齢者のいる夫婦のみの世帯の増加が目立っている。

図11-3 高齢者のいる世帯の世帯の型別割合  
—秋田県(昭和63年～平成25年)



## 2 住宅の建て方・所有の関係

高齢者のいる世帯が居住する住宅を建て方別にみると、一戸建が202,900戸(95.4%)で最も多く、次いで共同住宅が7,600戸(3.6%)などとなっている。

建て方別の割合を高齢者世帯の型別にみると、「高齢者のいる夫婦のみの世帯」及び「高齢者のいるその他の世帯」では一戸建がそれぞれ97.0%、98.1%と非常に高い割合を示している。これに対して、「高齢単身世帯」では一戸建が86.3%、共同住宅が11.2%となっており、共同住宅の割合が10%超となっている。

また、共同住宅に居住する高齢者のいる世帯について、共同住宅の設備状況を見ると、エレベーターありの住宅に居住する世帯の割合は36.8%となっている。これを世帯の型別にみると、「高齢単身世帯」は38.0%、「高齢者のいる夫婦のみの世帯」は45.5%となっているが、「高齢者のいるその他の世帯」では26.7%に止まっている。

なお、共同住宅に居住する高齢者のいる世帯のうち、高齢者対応型の共同住宅(注)に居住する世帯の割合は11.8%となっている。

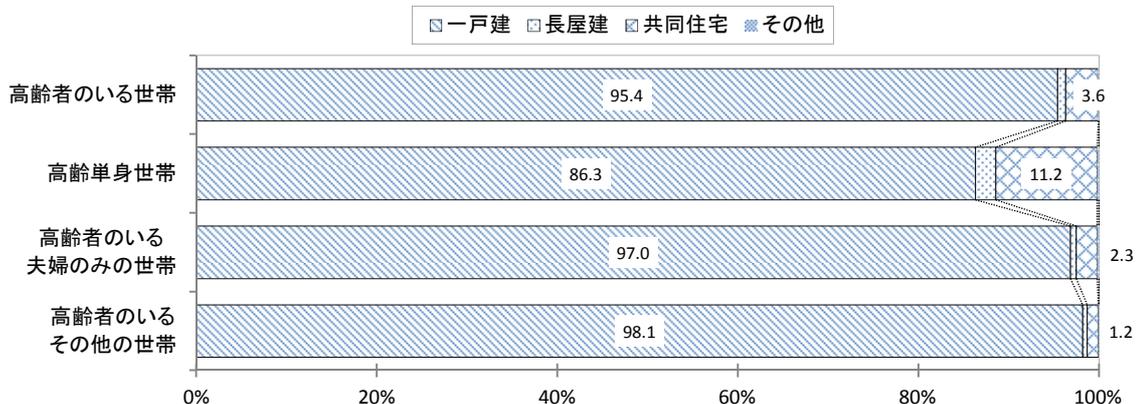
(注)「高齢者対応型の共同住宅」とは、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入り口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっているもので、次の三つの要件を概ね満たしているものをいう。

- ①道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ②エレベーターの入り口の幅が80cm以上あり、乗り場ボタン及びエレベーター内の操作盤が車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上であること。

表12-1 世帯の型、住宅の建て方別高齢者のいる主世帯数—秋田県(平成25年)

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	共同住宅		その他
					うちエレベーターあり	うち高齢者対応型	
<b>実数(世帯)</b>							
高齢者のいる主世帯	212,700	202,900	1,900	7,600	2,800	900	300
高齢単身世帯	44,600	38,500	1,000	5,000	1,900	500	100
高齢者のいる夫婦のみの主世帯	47,200	45,800	300	1,100	500	200	100
高齢者のいるその他の主世帯	120,900	118,600	600	1,500	400	200	100
<b>割合-1(%)</b>							
高齢者のいる主世帯	100.0	95.4	0.9	3.6	1.3	0.4	0.1
高齢単身世帯	100.0	86.3	2.2	11.2	4.3	1.1	0.2
高齢者のいる夫婦のみの主世帯	100.0	97.0	0.6	2.3	1.1	0.4	0.2
高齢者のいるその他の主世帯	100.0	98.1	0.5	1.2	0.3	0.2	0.1
<b>割合-2(%)</b>							
高齢者のいる主世帯	...	...	...	100.0	36.8	11.8	...
高齢単身世帯	...	...	...	100.0	38.0	10.0	...
高齢者のいる夫婦のみの主世帯	...	...	...	100.0	45.5	18.2	...
高齢者のいるその他の主世帯	...	...	...	100.0	26.7	13.3	...

図12-1 高齢者のいる世帯の世帯の型別住宅の建て方別割合—秋田県(平成25年)



高齢者のいる世帯が居住する住宅を所有の関係別にみると、持ち家が200,000(94.0%)、借家が12,600戸(5.9%)となっていて、持ち家の比率が圧倒的に高くなっている。

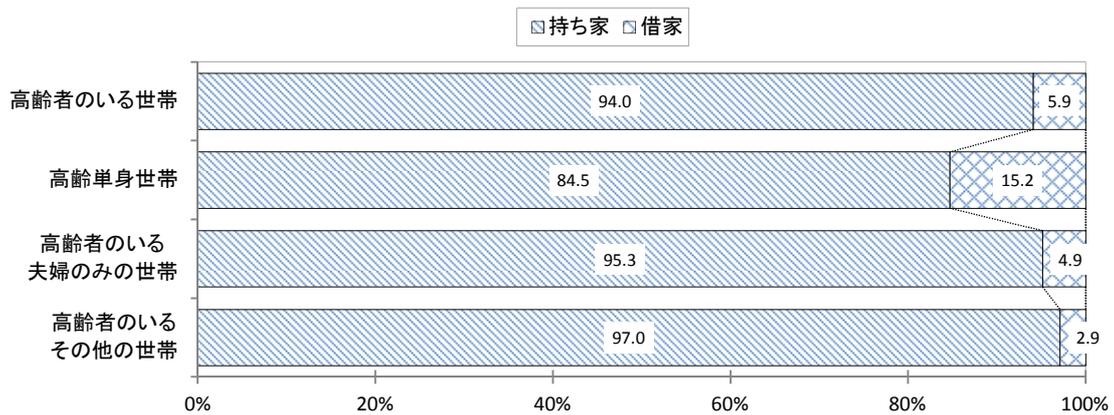
また、高齢者世帯の型別に所有の関係別割合をみると、いずれも持ち家の比率が高い傾向ではあるものの、「高齢単身世帯」では持ち家が84.5%、借家が15.2%となっており、他の型に比べ借家の割合が高くなっている。

表12-2 世帯の型、住宅の所有の関係別高齢者のいる主世帯数—秋田県(平成25年)

	総数※	持ち家	借家					給与住宅
			総数	公営の借家	UR・公社の借家	民営借家		
						木造	非木造	
<b>実数(世帯)</b>								
高齢者のいる主世帯	212,700	200,000	12,600	3,500	100	6,700	2,100	200
高齢単身世帯	44,600	37,700	6,800	1,900	0	3,400	1,400	0
高齢者のいる夫婦のみの主世帯	47,200	45,000	2,300	700	0	1,200	300	100
高齢者のいるその他の主世帯	120,900	117,300	3,500	900	100	2,100	400	100
<b>割合(%)</b>								
高齢者のいる主世帯	100.0	94.0	5.9	1.6	0.0	3.1	1.0	0.1
高齢単身世帯	100.0	84.5	15.2	4.3	0.0	7.6	3.1	0.0
高齢者のいる夫婦のみの主世帯	100.0	95.3	4.9	1.5	0.0	2.5	0.6	0.2
高齢者のいるその他の主世帯	100.0	97.0	2.9	0.7	0.1	1.7	0.3	0.1

※住宅の所有の関係「不詳」を含む。

図12-2 高齢者のいる世帯の世帯の型別住宅の所有の関係別割合—秋田県(平成25年)



### 3 高齢者等のための設備工事

持ち家に居住する主世帯について、平成21年以降に高齢者などのための設備工事（将来の備えを含む。）を行った世帯は47,000世帯で、持ち家に居住する主世帯全体の15.5%となっている。工事の内訳では、「トイレの工事」が25,100世帯(8.3%)で最も多く、次いで「階段や廊下の手すりの設置」が21,700世帯(7.1%)などとなっている。

また、高齢者の有無別に設備工事の状況みると、高齢者のいる世帯では39,100世帯が工事を行い、高齢者のいる世帯全体に占める割合は19.6%となっているが、高齢者のいない世帯で工事を行ったのは7,800世帯で、高齢者のいない世帯全体に占める割合は7.8%に止まっている。

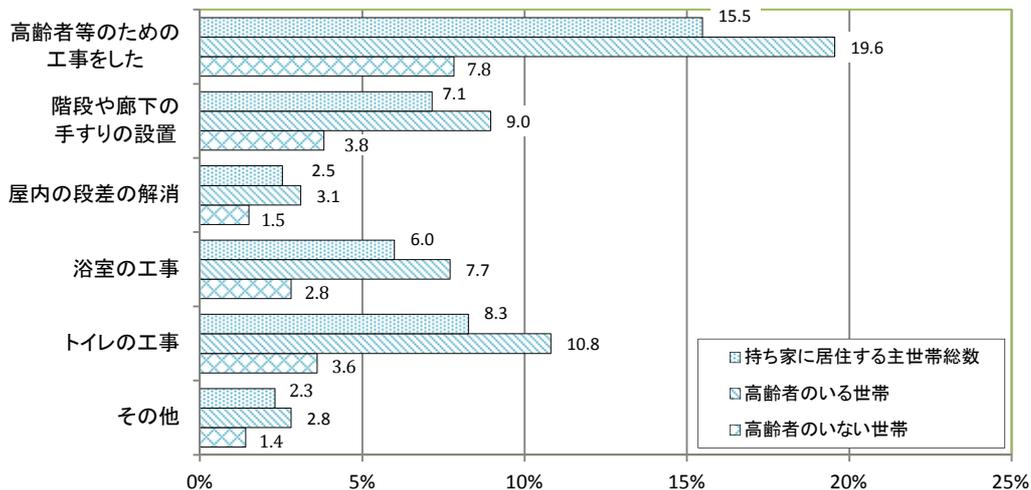
表13 平成21年以降の高齢者等のための設備工事状況別  
持ち家に居住する高齢者のいる世帯数－秋田県(平成25年)

	総数	高齢者等のための工事をした						高齢者等のための工事をしていない
		総数※2	階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	
<b>実数(世帯)</b>								
持ち家に居住する主世帯総数※1	303,800	47,000	21,700	7,700	18,200	25,100	7,000	256,800
高齢者のいる世帯	200,000	39,100	17,900	6,200	15,400	21,600	5,600	160,900
高齢者のいない世帯	99,700	7,800	3,800	1,500	2,800	3,600	1,400	91,800
<b>割合(%)</b>								
持ち家に居住する主世帯総数※1	100.0	15.5	7.1	2.5	6.0	8.3	2.3	84.5
高齢者のいる世帯	100.0	19.6	9.0	3.1	7.7	10.8	2.8	80.5
高齢者のいない世帯	100.0	7.8	3.8	1.5	2.8	3.6	1.4	92.1

※1 高齢者(65歳以上の世帯員)の有無「不詳」を含む。

※2 複数回答があるため、内訳の合計は必ずしも一致しない。

図13 高齢者の有無別平成21年以降の高齢者等のための設備工事の内訳－秋田県(平成25年)



#### 4 子の居住地

持ち家又は借家に居住する高齢単身普通世帯（65歳以上の単身の普通世帯）について子の居住地をみると、「一緒に住んでいる（「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」を含む。）」は800世帯で高齢単身普通世帯全体の2.0%、「片道5分程度の場所」が2,300世帯(5.6%)、「片道15分未満の場所」が5,500世帯(13.5%)、「1時間未満の場所」が8,800世帯(21.6%)となっている。片道1時間未満の場所に子が居住している高齢単身普通世帯の割合は42.7%で、平成20年(39.7%)に比べ3.0ポイント上昇している。

また、「片道1時間以上の場所」は14,200世帯(34.8%)で、平成20年(35.9%)に比べ1.1ポイント低下しているものの、高齢単身普通世帯全体の3分の1を超える世帯では、片道1時間以上の場所に子が居住している。

なお、全国における片道1時間以上の場所に子が居住している高齢単身普通世帯の割合は23.4%で秋田県より11.4ポイント低く、本県の高齢単身普通世帯では全国に比べ子の居住地が遠方となっている。

次に、持ち家又は借家に居住する高齢者のいる夫婦のみの普通世帯（家計を主に支える者の年齢が65歳以上の普通世帯、以下「夫婦のみの普通世帯」という。）では、「一緒に住んでいる」は700世帯で夫婦のみの普通世帯全体の1.6%、「片道5分程度の場所」が3,000世帯(6.9%)、「片道15分未満の場所」が6,700世帯(15.4%)、「片道1時間未満の場所」が10,900世帯(25.1%)となっている。片道1時間未満の場所に子が居住している夫婦のみの普通世帯の割合は49.0%で、平成20年(42.9%)に比べ6.1ポイント上昇している。

また、「片道1時間以上の場所」は17,100世帯(39.4%)で、平成20年(41.8%)に比べ2.4ポイント低下しているが、4割近い世帯で子の居住地が片道1時間以上となっている。

なお、全国における片道1時間以上の場所に子が居住している夫婦のみの普通世帯の割合は28.4%で秋田県より11.0ポイント低く、本県の夫婦のみの世帯においても子の居住地は全国に比べ遠方となっている。

表14 子の居住地別持ち家又は借家に居住する  
高齢普通世帯数(単身及び夫婦のみの世帯)－全国、秋田県(平成25年)

	総数 <sup>※1</sup>	子がいる						子はいない
		総数	一緒に住んでいる <sup>※2</sup>	徒歩5分程度の場所	片道15分未満の場所	片道1時間未満の場所	片道1時間以上の場所	
<b>実数(世帯)</b>								
【秋田県】								
平成20年								
高齢単身普通世帯	34,500	26,100	1,000	1,500	4,000	7,200	12,400	8,400
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	42,800	36,400	1,300	2,000	5,200	9,900	17,900	6,400
平成25年								
高齢単身普通世帯	40,800	31,600	800	2,300	5,500	8,800	14,200	9,200
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	43,400	38,400	700	3,000	6,700	10,900	17,100	5,000
【全国】(千世帯)								
平成25年								
高齢単身普通世帯	4,205	3,059	186	354	543	992	985	1,145
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	5,085	4,510	257	489	796	1,524	1,444	576
<b>割合(%)</b>								
【秋田県】								
平成20年								
高齢単身普通世帯	100.0	75.7	2.9	4.3	11.6	20.9	35.9	24.3
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	100.0	85.0	3.0	4.7	12.1	23.1	41.8	15.0
平成25年								
高齢単身普通世帯	100.0	77.5	2.0	5.6	13.5	21.6	34.8	22.5
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	100.0	88.5	1.6	6.9	15.4	25.1	39.4	11.5
【全国】								
平成25年								
高齢単身普通世帯	100.0	72.8	4.4	8.4	12.9	23.6	23.4	27.2
夫婦のみの世帯 <sup>※3</sup>	100.0	88.7	5.1	9.6	15.6	30.0	28.4	11.3

※1 子の居住地「不詳」を含まない。

※2 「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」を含む。

※3 家計を主に支える者の年齢が65歳以上の普通世帯

図14-1 子の居住地別高齢单身普通世帯の割合—秋田県(平成20年、25年)

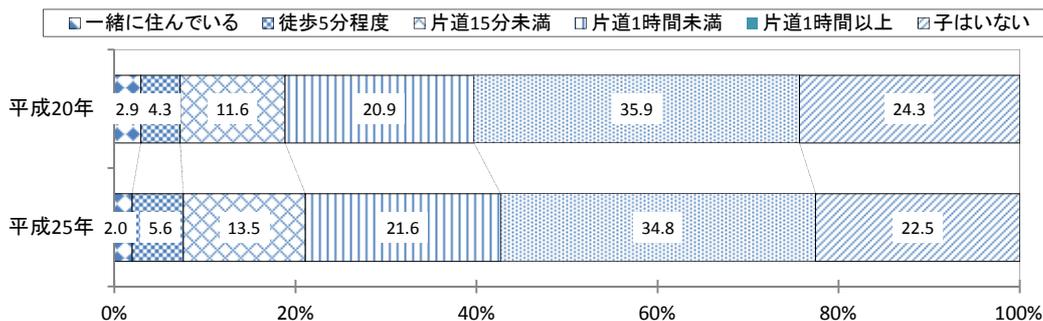


図14-2 子の居住地別高齢者のいる夫婦のみの世帯の割合—秋田県(平成20年、25年)

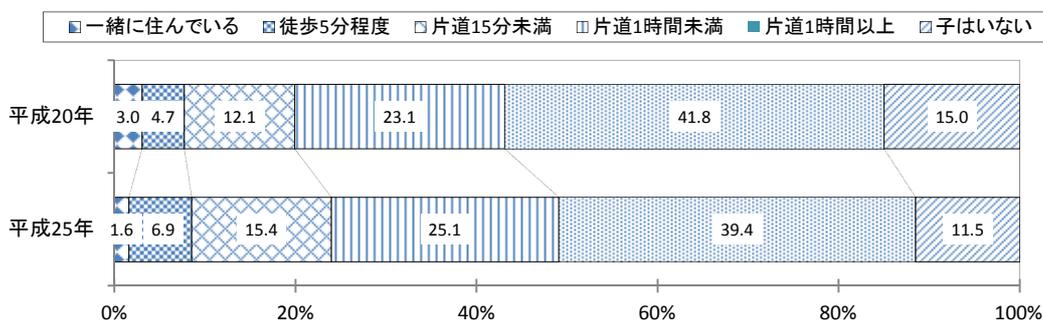


図14-3 子の居住地別高齢单身普通世帯の割合—全国、秋田県(平成25年)

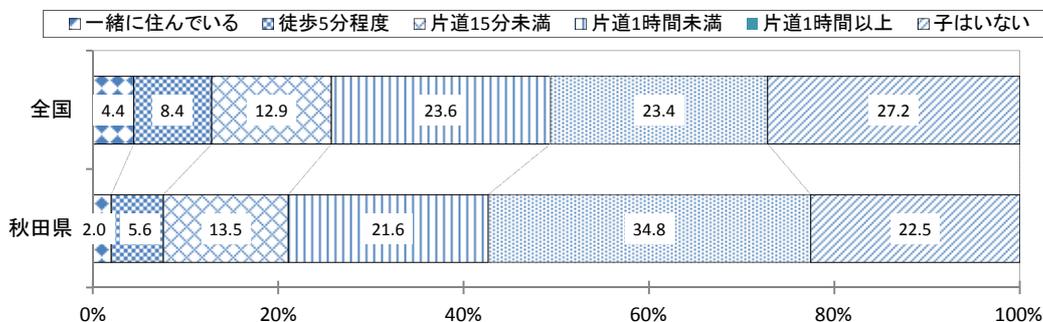
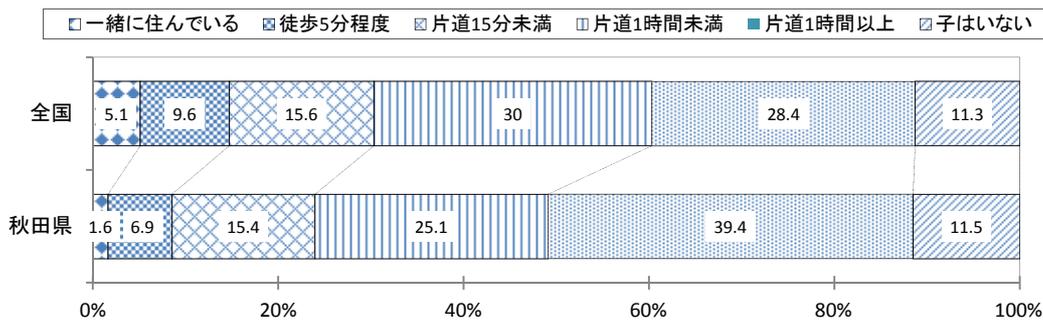


図14-4 子の居住地別高齢者のいる夫婦のみの世帯の割合—全国、秋田県(平成25年)



## IV 東日本大震災による影響

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸地域を中心とし、広域にわたって甚大な被害をもたらした。

ここでは、東日本大震災による影響をとらえるため、秋田県において世帯の転居や住宅（持ち家）の改修工事の状況を見ることにする。

### 1 東日本大震災による転居

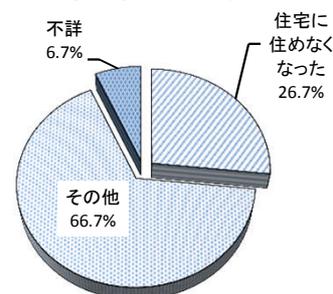
東日本大震災により転居した世帯は1,500世帯となっている。

これを転居の理由別にみると、「住宅に住めなくなった」が400世帯で26.7%、「その他」の理由による転居が1,000世帯で66.7%となっている。

表9 家計を主に支える者の転居の理由別  
東日本大震災により転居した普通世帯数（平成25年）

	総数	転居の理由		
		住宅に住めなくなった	その他	不詳
普通世帯数	1,500	400	1,000	100
割合(%)	100.0	26.7	66.7	6.7

図9-1 転居の理由別東日本大震災により転居した普通世帯割合—秋田県(平成25年)

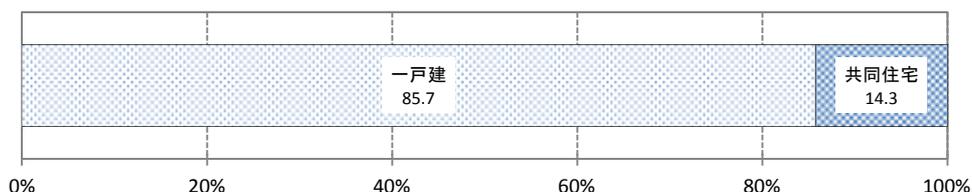


### 2 東日本大震災による被災箇所の改修工事

東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数は700戸となっている。

これを住宅の建て方別にみると、「一戸建」が600戸(85.7%)で、「共同住宅」が100戸(14.3%)となっている。

図9-2 住宅の建て方別東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—秋田県(平成25年)



#### 《注意事項》

※**東日本大震災**とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

※**東日本大震災による転居**には、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居（転居の理由：「住宅に住めなくなった」）のほか、就学や仕事の関係、生活への全般的な不安感などの間接的な理由による転居（転居の理由：「その他」）も含まれている。

※震災後、仮設住宅に転居し、調査時点で元の住居に戻った場合などについても「転居した」ことになるが、避難所等に一時的に避難した場合は「転居した」ことにはならない。

※東日本大震災により転居を複数回した場合、転居の理由は、最初に転居した際の理由となる。

## V 住宅・土地所有の概況

ここでは世帯が所有する住宅と土地の概況をみることにする。

なお、この「IV 住宅・土地所有の概況」では、調査票乙のみを用いて集計している。また、世帯が住宅又は土地を所有しているとは、世帯員（世帯主を含む。）が住宅又は土地の所有名義人となっている場合をいう。

### 1 住宅・土地の所有状況

平成25年の世帯における住宅と土地の所有状況についてみると、住宅を所有している世帯（注1）は273千世帯、普通世帯全体（380千世帯）の71.8%で平成20年から0.7ポイント減少した。また、土地を所有している世帯（注2）は270千世帯、普通世帯全体の71.1%で同じく0.1ポイント増加した。一方、住宅と土地のいずれも所有していない世帯は83千世帯、普通世帯全体の21.8%で平成20年から0.8ポイント減少した。

住宅を所有している世帯のうち、現住居を所有している世帯は270千世帯、普通世帯全体の71.1%で平成20年から0.1ポイント増加した。また、現住居以外の住宅を所有している世帯は26千世帯、普通世帯全体の6.8%で同じく0.4ポイント減少した。

土地を所有している世帯のうち、現住居の敷地を所有している世帯は263千世帯、普通世帯全体の69.2%で平成20年から1.1ポイント増加した。また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は101千世帯、普通世帯全体の26.6%で同じく4.2ポイント減少した。

（注1）現住居を所有している世帯又は現住居以外の住宅を所有している世帯

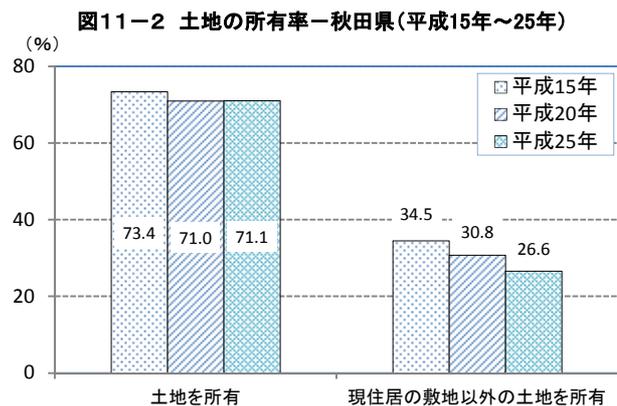
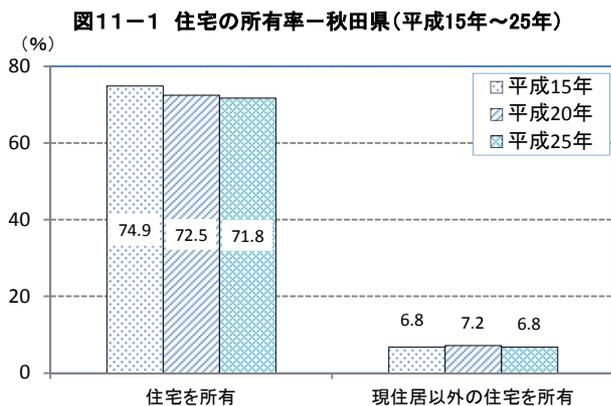
（注2）現住居の敷地を所有している世帯又は現住居の敷地以外の土地を所有している世帯

表11 住宅・土地の所有状況別普通世帯数－秋田県（平成20年、25年）

	総数※1	住宅を所有している世帯			土地を所有している世帯				いずれも所有していない世帯
		総数※2	現住居を所有している世帯	現住居以外の住宅を所有している世帯	総数※2	現住居の敷地を所有している世帯	現住居の敷地以外の土地を所有している世帯	現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯	
<b>実数（千世帯）</b>									
平成20年	389	282	276	28	276	265	120	48	88
25年	380	273	270	26	270	263	101	49	83
<b>割合（％）</b>									
平成20年	100.0	72.5	71.0	7.2	71.0	68.1	30.8	12.3	22.6
25年	100.0	71.8	71.1	6.8	71.1	69.2	26.6	12.9	21.8
<b>【全国】</b>									
平成20年	100.0	52.8	51.5	7.3	50.9	49.1	16.0	9.5	36.2
25年	100.0	52.1	50.9	7.0	51.0	49.4	14.9	10.1	35.3

※1 現住居の所有の有無「不詳」、及び現住居の敷地の所有の有無「不詳」を含む。

※2 住宅及び土地の所有状況が複数にまたがる場合、それぞれ該当する項目に世帯を計上しているため、内訳の合計は総数と一致しない。



平成25年の都道府県別住宅の所有率をみると、秋田県(71.8%)は富山県に次いで全国で2番目に高く、全国の52.1%に比べ19.7ポイント上回っている。

また、土地の所有率をみると、秋田県(71.1%)はこちらも富山県に次いで全国で2番目に高く、全国の51.0%に比べ20.1ポイント上回っている。

図11-3 都道府県別住宅の所有率(平成25年)

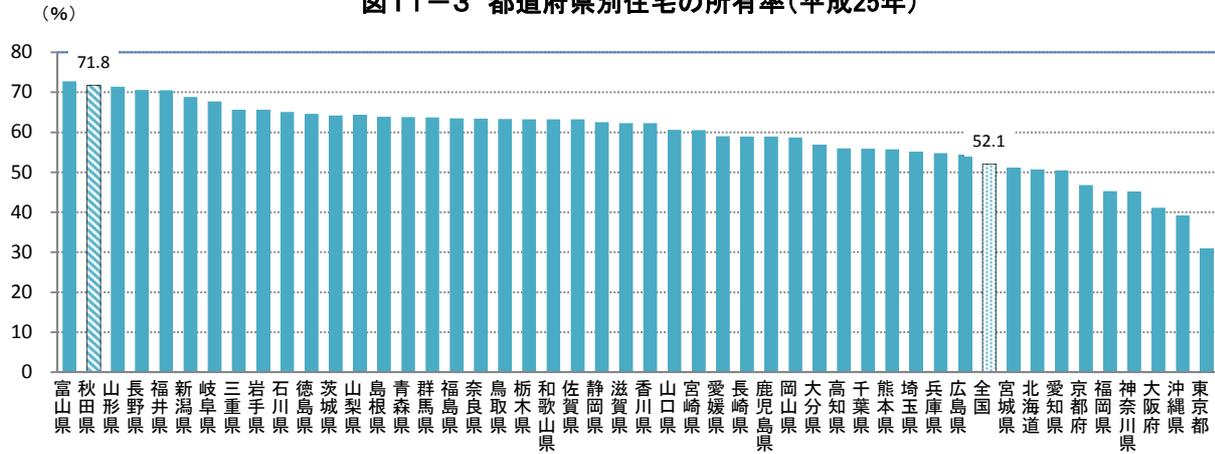
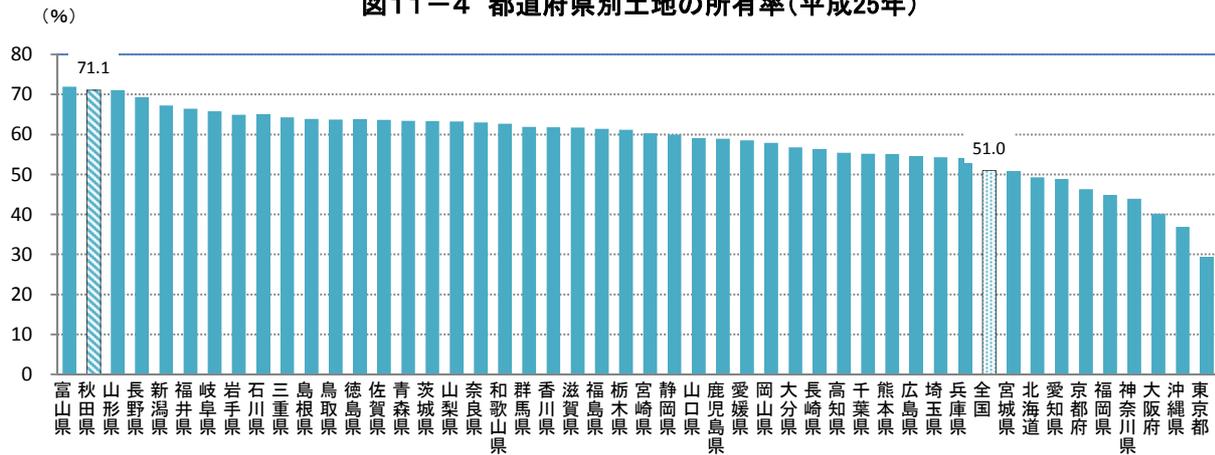


図11-4 都道府県別土地の所有率(平成25年)



以下では、住宅と土地の所有状況について、世帯の家計を主に支える者の年齢階級並びに従業上の地位別、さらに世帯の年間収入階級別にみることにする。

## 2 年齢階級別住宅・土地の所有状況

家計を主に支える者の年齢階級別に住宅及び土地の所有率をみると、年齢階級が高くなるにつれて住宅及び土地の所有率がともに上昇傾向にあり、いずれも35歳以上では50%超、55歳以上では80%超となっている。

また、全国と比較すると、住宅及び土地の所有率ともに「25歳未満」では全国の方が高くなっているが、それ以外の年齢階級ではいずれも秋田県が全国を上回っている。なお、全国との較差が最も大きいのは、住宅・土地の所有率ともに「75歳以上」で、住宅所有率では19.0ポイント、土地所有率では19.3ポイント秋田県が全国を上回っている。

表12 家計を主に支える者の年齢階級、住宅・土地の所有状況別普通世帯数—秋田県(平成25年)

	総数 <sup>※1</sup>	年 齢 階 級											
		25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
<b>実数(千世帯)</b>													
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	380	9	9	14	20	23	26	34	39	51	41	38	63
住宅所有世帯	273	0	1	5	11	15	18	24	33	42	36	31	55
土地所有世帯	270	0	1	5	10	15	17	23	32	44	34	30	55
<b>割合(%)</b>													
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅所有世帯	71.8	0.0	11.1	35.7	55.0	65.2	69.2	70.6	84.6	82.4	87.8	81.6	87.3
土地所有世帯	71.1	0.0	11.1	35.7	50.0	65.2	65.4	67.6	82.1	86.3	82.9	78.9	87.3
<b>【全国】</b>													
住宅所有世帯	52.1	1.9	8.5	24.1	39.4	49.6	54.6	61.3	67.0	68.3	69.4	68.9	68.3
土地所有世帯	51.0	1.7	8.3	23.4	37.6	47.4	52.3	58.8	64.9	67.4	68.7	68.7	68.0

※1 家計を主に支える者の年齢「不詳」を含む。

※2 住宅の所有の有無「不詳」及び土地の所有の有無「不詳」を含む。

図12-1 年齢階級別住宅の所有率—全国、秋田県(平成25年)

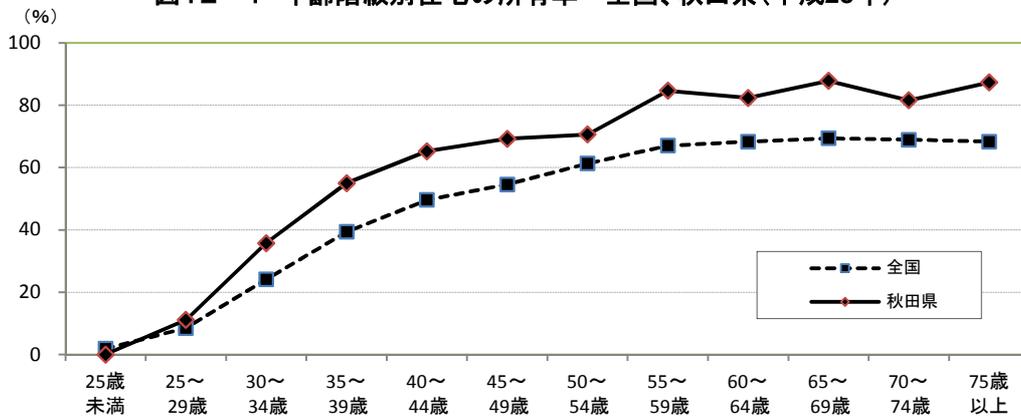
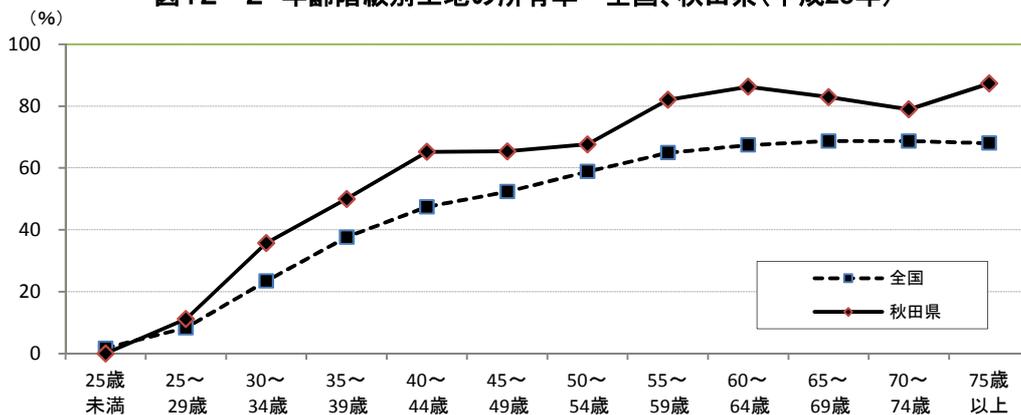


図12-2 年齢階級別土地の所有率—全国、秋田県(平成25年)



### 3 従業上の地位別住宅・土地の所有状況

家計を主に支える者の従業上の地位別に住宅及び土地の所有率をみると、「農林・漁業主」が住宅と土地ともに90%超で最も高く、次いで「商工・その他の業主」となっていて、自営業主の住宅及び土地の所有率が他の雇用者や無職よりも高くなっている。

また、全国と比較すると、住宅及び土地の所有率ともに「学生」以外は全て秋田県が全国を上回っている。なお、全国との較差が最も大きいのは、住宅の所有率では「官公庁」で17.3ポイント、土地の所有率では「労働者派遣業の派遣社員」で37.6ポイントいずれも秋田県が全国を上回っている。

表13 家計を主に支える者の従業上の地位、住宅・土地の所有状況別普通世帯数－秋田県(平成25年)

	総数 <sup>※1</sup>	従業上の地位								無職	学生	その他
		自営業主	農林・漁業主	商工・その他の業主	雇用者	会社・団体・公社又は個人に雇われている者	官公庁	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他			
<b>実数(千世帯)</b>												
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	380	55	22	33	181	124	19	5	33	113	3	111
住宅所有世帯	273	50	21	29	128	86	16	3	22	94	0	94
土地所有世帯	270	50	21	28	124	85	15	4	21	94	0	94
<b>割合(%)</b>												
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅所有世帯	71.8	90.9	95.5	87.9	70.7	69.4	84.2	60.0	66.7	83.2	0.0	84.7
土地所有世帯	71.1	90.9	95.5	84.8	68.5	68.5	78.9	80.0	63.6	83.2	0.0	84.7
<b>【全国】</b>												
住宅所有世帯	52.1	79.7	93.4	76.3	59.9	61.8	66.9	43.4	51.9	70.9	3.9	74.1
土地所有世帯	51.0	79.0	94.9	75.1	57.9	59.6	64.2	42.4	51.1	70.2	3.0	73.4

※1 家計を主に支える者の従業上の地位「不詳」を含む。

※2 住宅の所有の有無「不詳」及び土地の所有の有無「不詳」を含む。

図13-1 従業上の地位別住宅の所有率－全国、秋田県(平成25年)

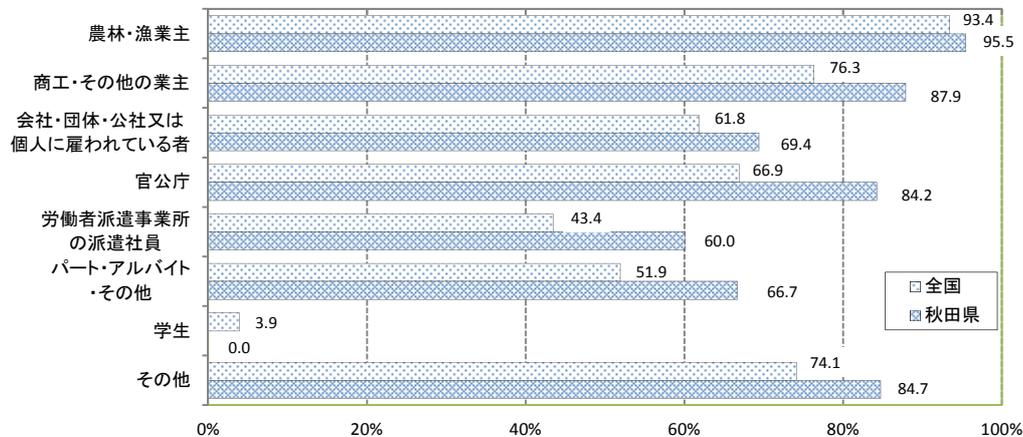
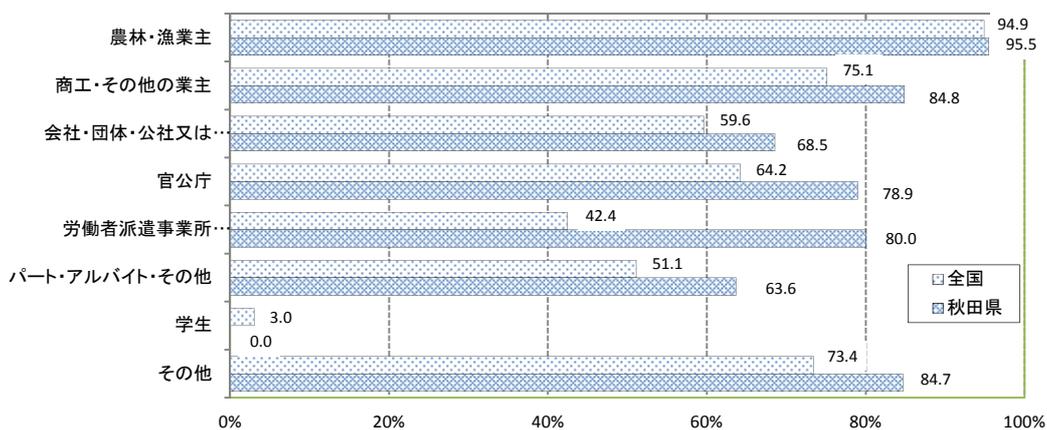


図13-2 従業上の地位別土地の所有率－全国、秋田県(平成25年)



#### 4 世帯の年間収入階級別住宅・土地の所有状況

世帯の年間収入階級別に住宅及び土地の所有率をみると、ともに全ての階級で所有率は50%超となっていて、年間収入が高くなるにつれて所有率も上昇する傾向にある。

また、全国と比較すると、住宅及び土地の所有率ともに全ての階級で秋田県が全国を上回っているが、年間収入が高くなるにつれて全国との較差は縮小する傾向にある。

なお、全国との較差が最も大きい年間収入階級は、いずれも「300～400万円」の階級で、住宅の所有率は22.3ポイント、土地の所有率は23.0ポイントそれぞれ秋田県が全国を上回っている。

表14 世帯の年間収入階級、住宅・土地の所有状況別普通世帯数—秋田県(平成25年)

	総数 <sup>※1</sup>	世帯の年間収入									
		100万円未満	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500～700万円	700～1000万円	1000～1500万円	1500～2000万円	2000万円以上
<b>実数(千世帯)</b>											
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	380	30	61	78	56	48	52	31	11	2	1
住宅所有世帯	273	17	39	56	42	37	42	27	9	2	1
土地所有世帯	270	16	39	56	42	37	42	26	9	2	1
<b>割合(%)</b>											
普通世帯総数 <sup>※2</sup>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅所有世帯	71.8	56.7	63.9	71.8	75.0	77.1	80.8	87.1	81.8	100.0	100.0
土地所有世帯	71.1	53.3	63.9	71.8	75.0	77.1	80.8	83.9	81.8	100.0	100.0
<b>【全国】</b>											
住宅所有世帯	52.6	36.6	42.6	50.8	53.1	58.0	64.1	72.7	80.2	85.5	87.6
土地所有世帯	51.2	35.9	42.0	50.1	52.2	56.2	61.7	69.6	76.8	82.5	86.9

※1 世帯の年間収入階級「不詳」を含む。

※2 住宅の所有の有無「不詳」及び土地の所有の有無「不詳」を含む。

図14-1 世帯の年間収入階級別住宅の所有率—全国、秋田県(平成25年)

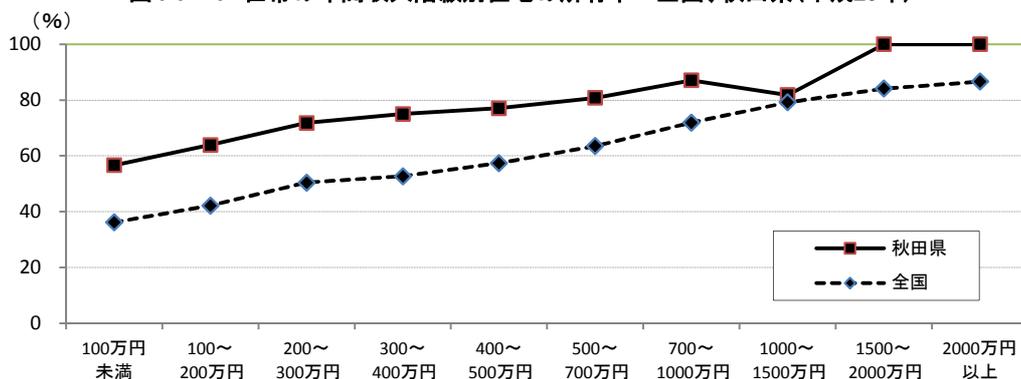
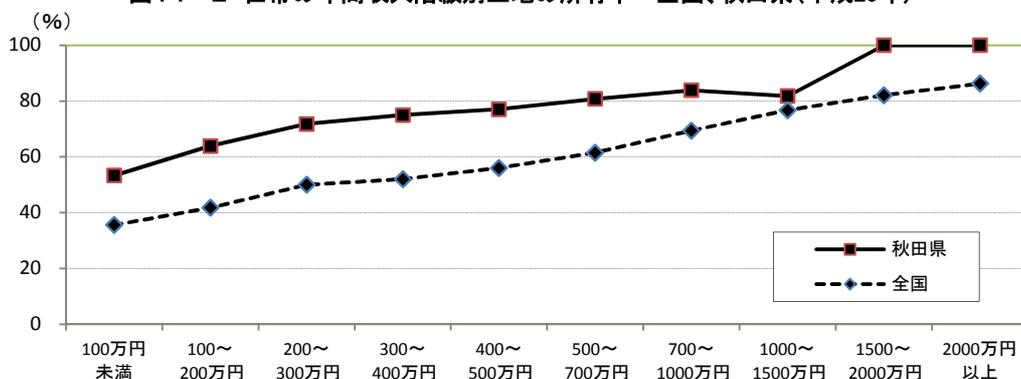


図14-2 世帯の年間収入階級別土地の所有率—全国、秋田県(平成25年)





## 【 都道府県の主な指標 】

# 平成25年住宅・土地統計調査【都道府県の主な指標】

	総住宅数		順位	総住宅数の 増減率(%) ※平成20年～25年	空き家率(%)			
	実数 (1000戸)	割合 (%)			順位	平成20年	順位	平成25年
全 国	60,629	100.0	—	全 国 5.3	—	全 国 13.1	—	全 国 13.5
北 海 道	2,747	4.5	1	愛 知 県 9.8	1	山 梨 県 20.3	1	山 梨 県 22.0
青 森 県	586	1.0	2	東 京 都 8.5	2	長 野 県 19.3	2	長 野 県 19.8
岩 手 県	552	0.9	2	兵 庫 県 8.5	3	和 歌 山 県 17.9	3	和 歌 山 県 18.1
宮 城 県	1,034	1.7	4	埼 玉 県 7.8	4	高 知 県 16.6	4	高 知 県 17.8
<b>秋 田 県</b>	<b>447</b>	<b>0.7</b>	5	神 奈 川 県 7.0	5	香 川 県 16.0	5	徳 島 県 17.5
山 形 県	432	0.7	6	千 葉 県 6.6	6	徳 島 県 15.9	5	愛 媛 県 17.5
福 島 県	782	1.3	7	沖 縄 県 6.4	7	鳥 取 県 15.4	7	香 川 県 17.2
茨 城 県	1,268	2.1	8	滋 賀 県 6.1	8	鹿 児 島 県 15.3	8	鹿 児 島 県 17.0
栃 木 県	879	1.4	9	山 梨 県 6.0	9	福 井 県 15.1	9	群 馬 県 16.6
群 馬 県	903	1.5	10	群 馬 県 5.5	9	山 口 県 15.1	10	栃 木 県 16.3
埼 玉 県	3,266	5.4	10	大 阪 府 5.5	9	愛 媛 県 15.1	10	静 岡 県 16.3
千 葉 県	2,896	4.8	12	香 川 県 5.4	12	栃 木 県 15.0	12	山 口 県 16.2
東 京 都	7,359	12.1	13	岐 阜 県 5.1	13	島 根 県 14.9	13	広 島 県 15.9
神 奈 川 県	4,351	7.2	13	三 重 県 5.1	14	岡 山 県 14.8	14	岡 山 県 15.8
新 潟 県	972	1.6	15	福 岡 県 5.0	15	青 森 県 14.6	14	大 分 県 15.8
富 山 県	439	0.7	16	宮 崎 県 4.8	15	茨 城 県 14.6	16	三 重 県 15.5
石 川 県	520	0.9	17	栃 木 県 4.7	15	石 川 県 14.6	17	長 崎 県 15.4
福 井 県	310	0.5	17	佐 賀 県 4.7	15	奈 良 県 14.6	18	岐 阜 県 15.2
山 梨 県	422	0.7	19	新 潟 県 4.6	15	広 島 県 14.6	19	石 川 県 14.8
長 野 県	982	1.6	19	長 崎 県 4.6	20	群 馬 県 14.4	19	大 阪 府 14.8
岐 阜 県	878	1.4	21	石 川 県 4.5	20	大 阪 府 14.4	21	島 根 県 14.7
静 岡 県	1,659	2.7	21	熊 本 県 4.5	22	静 岡 県 14.2	22	茨 城 県 14.6
愛 知 県	3,439	5.7	23	大 分 県 4.2	23	岩 手 県 14.1	23	鳥 取 県 14.4
三 重 県	831	1.4	24	京 都 府 3.9	23	岐 阜 県 14.1	24	熊 本 県 14.3
滋 賀 県	603	1.0	24	高 知 県 3.9	23	長 崎 県 14.1	25	北 海 道 14.1
京 都 府	1,320	2.2	26	長 野 県 3.8	23	大 分 県 14.1	26	福 井 県 13.9
大 阪 府	4,586	7.6	26	静 岡 県 3.8	27	北 海 道 13.7	26	宮 崎 県 13.9
兵 庫 県	2,734	4.5	26	奈 良 県 3.8	27	宮 城 県 13.7	28	青 森 県 13.8
奈 良 県	615	1.0	29	茨 城 県 3.6	27	福 岡 県 13.7	28	岩 手 県 13.8
和 歌 山 県	476	0.8	30	富 山 県 3.5	30	熊 本 県 13.4	30	奈 良 県 13.7
鳥 取 県	250	0.4	30	愛 媛 県 3.5	31	兵 庫 県 13.3	31	新 潟 県 13.6
島 根 県	304	0.5	32	島 根 県 2.8	32	三 重 県 13.2	32	京 都 府 13.3
岡 山 県	885	1.5	32	広 島 県 2.8	33	千 葉 県 13.1	33	兵 庫 県 13.0
広 島 県	1,394	2.3	34	徳 島 県 2.6	33	京 都 府 13.1	34	滋 賀 県 12.9
山 口 県	706	1.2	<b>35</b>	<b>秋 田 県 2.2</b>	35	福 島 県 13.0	35	富 山 県 12.8
徳 島 県	365	0.6	35	岡 山 県 2.2	36	滋 賀 県 12.9	35	佐 賀 県 12.8
香 川 県	471	0.8	37	山 口 県 2.1	<b>37</b>	<b>秋 田 県 12.6</b>	<b>37</b>	<b>秋 田 県 12.7</b>
愛 媛 県	705	1.2	38	宮 城 県 2.0	38	富 山 県 12.3	37	千 葉 県 12.7
高 知 県	392	0.6	39	和 歌 山 県 1.7	38	宮 崎 県 12.3	37	福 岡 県 12.7
福 岡 県	2,493	4.1	40	鹿 児 島 県 1.6	40	新 潟 県 12.1	40	愛 知 県 12.3
佐 賀 県	338	0.6	41	鳥 取 県 1.2	41	東 京 都 11.1	41	福 島 県 11.7
長 崎 県	660	1.1	42	青 森 県 0.9	41	佐 賀 県 11.1	42	神 奈 川 県 11.2
熊 本 県	804	1.3	43	北 海 道 0.6	43	山 形 県 11.0	43	東 京 都 11.1
大 分 県	570	0.9	44	岩 手 県 0.5	43	愛 知 県 11.0	44	埼 玉 県 10.9
宮 崎 県	534	0.9	45	福 井 県 0.3	45	埼 玉 県 10.7	45	山 形 県 10.7
鹿 児 島 県	865	1.4	46	山 形 県 △0.2	46	神 奈 川 県 10.5	46	沖 縄 県 10.4
沖 縄 県	603	1.0	47	福 島 県 △3.2	47	沖 縄 県 10.3	47	宮 城 県 9.4

平成25年住宅・土地統計調査【都道府県の主な指標】

順位	一戸建率(%)	順位	共同住宅率(%)	順位	木造率(%) ※防火木造を含む	順位	持ち家住宅率(%)
—	全 国 54.9	—	全 国 42.4	—	全 国 57.8	—	全 国 61.7
<b>1</b>	<b>秋 田 県 81.0</b>	1	東 京 都 70.0	1	青 森 県 88.2	1	富 山 県 79.4
2	山 形 県 79.8	2	神 奈 川 県 56.1	<b>2</b>	<b>秋 田 県 87.2</b>	<b>2</b>	<b>秋 田 県 78.1</b>
3	富 山 県 79.7	3	沖 縄 県 55.9	3	山 形 県 85.4	3	山 形 県 76.7
4	福 井 県 78.5	4	大 阪 府 55.2	4	新 潟 県 84.0	4	福 井 県 76.5
5	青 森 県 76.8	5	福 岡 県 51.1	5	岩 手 県 83.1	5	新 潟 県 75.5
5	和 歌 山 県 76.8	6	兵 庫 県 46.7	6	富 山 県 80.2	6	和 歌 山 県 74.8
7	新 潟 県 76.4	7	愛 知 県 46.3	7	島 根 県 79.7	7	岐 阜 県 74.5
8	長 野 県 75.9	8	千 葉 県 43.8	8	長 野 県 78.1	8	奈 良 県 73.8
9	三 重 県 75.3	9	埼 玉 県 42.3	9	福 井 県 77.5	9	三 重 県 73.2
10	岐 阜 県 75.2	10	北 海 道 42.0	10	群 馬 県 77.3	10	長 野 県 73.0
11	群 馬 県 74.6	11	宮 城 県 41.5	11	茨 城 県 76.0	11	滋 賀 県 72.6
12	島 根 県 74.5	12	京 都 府 40.7	12	福 島 県 75.9	12	島 根 県 71.8
13	山 梨 県 74.3	13	広 島 県 39.1	12	佐 賀 県 75.9	12	徳 島 県 71.8
14	栃 木 県 74.0	14	大 分 県 33.6	14	石 川 県 75.6	14	青 森 県 71.3
15	茨 城 県 73.5	15	熊 本 県 31.7	15	栃 木 県 75.4	14	茨 城 県 71.3
16	佐 賀 県 73.3	16	静 岡 県 30.4	16	鳥 取 県 74.5	16	香 川 県 71.0
17	岩 手 県 72.7	17	長 崎 県 29.6	17	山 梨 県 73.8	17	山 梨 県 70.9
18	鳥 取 県 72.3	18	鹿 児 島 県 28.5	18	和 歌 山 県 72.6	18	石 川 県 70.8
18	徳 島 県 72.3	19	滋 賀 県 28.1	19	宮 崎 県 71.4	19	栃 木 県 70.6
20	宮 崎 県 71.9	20	奈 良 県 28.0	20	岐 阜 県 70.8	19	群 馬 県 70.6
21	石 川 県 71.5	21	山 口 県 27.8	21	三 重 県 70.5	21	佐 賀 県 70.5
22	福 島 県 70.5	22	高 知 県 27.4	22	長 崎 県 70.3	22	鳥 取 県 69.8
23	香 川 県 70.0	23	岡 山 県 27.3	23	香 川 県 69.4	23	岩 手 県 68.9
24	愛 媛 県 69.8	24	香 川 県 27.1	24	北 海 道 69.1	24	静 岡 県 67.7
24	高 知 県 69.8	25	石 川 県 26.7	25	鹿 児 島 県 68.8	25	岡 山 県 67.6
26	滋 賀 県 69.7	26	愛 媛 県 26.5	26	岡 山 県 68.7	26	宮 崎 県 67.4
27	岡 山 県 69.4	27	福 島 県 26.2	27	愛 媛 県 67.5	27	山 口 県 67.3
28	山 口 県 69.0	28	宮 崎 県 26.1	28	徳 島 県 67.4	28	福 島 県 66.5
28	鹿 児 島 県 69.0	29	栃 木 県 24.6	28	高 知 県 67.4	29	千 葉 県 66.3
30	奈 良 県 68.2	30	徳 島 県 24.5	30	奈 良 県 66.7	29	愛 媛 県 66.3
31	静 岡 県 67.8	31	茨 城 県 24.4	31	熊 本 県 66.4	31	埼 玉 県 66.1
32	長 崎 県 66.6	32	山 梨 県 23.8	32	静 岡 県 65.8	32	長 崎 県 66.0
33	熊 本 県 65.3	33	佐 賀 県 23.7	33	宮 城 県 65.4	33	高 知 県 65.8
34	大 分 県 63.7	34	鳥 取 県 23.6	33	山 口 県 65.4	34	鹿 児 島 県 65.4
35	広 島 県 57.6	35	群 馬 県 23.3	35	滋 賀 県 65.0	35	熊 本 県 64.1
36	京 都 府 56.5	36	三 重 県 22.6	36	大 分 県 63.8	36	大 分 県 63.7
37	埼 玉 県 56.1	37	岩 手 県 22.4	37	埼 玉 県 60.7	37	兵 庫 県 63.6
38	宮 城 県 55.4	37	岐 阜 県 22.4	38	千 葉 県 59.0	38	広 島 県 62.6
39	千 葉 県 54.1	39	島 根 県 22.3	39	広 島 県 58.4	39	京 都 府 60.8
40	北 海 道 53.4	40	新 潟 県 21.7	40	京 都 府 56.8	40	愛 知 県 58.7
41	愛 知 県 50.9	41	長 野 県 20.9	41	兵 庫 県 49.7	41	神 奈 川 県 58.6
42	兵 庫 県 50.5	42	青 森 県 19.7	42	神 奈 川 県 49.3	42	宮 城 県 58.0
43	福 岡 県 46.1	43	福 井 県 19.4	43	愛 知 県 48.4	43	北 海 道 57.7
44	沖 縄 県 42.3	44	和 歌 山 県 18.9	43	福 岡 県 48.4	44	大 阪 府 54.2
45	神 奈 川 県 41.6	45	富 山 県 18.8	45	大 阪 府 40.9	45	福 岡 県 53.8
46	大 阪 府 40.7	46	山 形 県 18.4	46	東 京 都 36.1	46	沖 縄 県 48.0
47	東 京 都 27.8	<b>47</b>	<b>秋 田 県 17.2</b>	47	沖 縄 県 4.5	47	東 京 都 45.8

平成25年住宅・土地統計調査【都道府県の主な指標】

順位	住宅所有率(%)	順位	現住居以外の住宅所有率(%)	順位	土地所有率(%)	順位	現住居の敷地以外の宅地などの所有率(%)
—	全 国 52.1	—	全 国 7.0	—	全 国 51.0	—	全 国 10.1
1	富 山 県 72.7	1	長 野 県 9.9	1	富 山 県 71.9	1	福 井 県 18.7
<b>2</b>	<b>秋 田 県 71.8</b>	2	愛 媛 県 9.8	<b>2</b>	<b>秋 田 県 71.1</b>	2	島 根 県 17.6
3	山 形 県 71.4	3	徳 島 県 9.3	2	山 形 県 71.1	3	長 野 県 16.3
4	長 野 県 70.6	4	滋 賀 県 9.1	4	長 野 県 69.3	4	鳥 取 県 15.8
5	福 井 県 70.5	4	香 川 県 9.1	5	新 潟 県 67.2	4	徳 島 県 15.8
6	新 潟 県 68.8	6	山 梨 県 9.0	6	福 井 県 66.4	6	岩 手 県 15.2
7	岐 阜 県 67.7	6	和 歌 山 県 9.0	7	岐 阜 県 65.8	7	富 山 県 15.1
8	三 重 県 65.6	6	島 根 県 9.0	8	岩 手 県 64.9	7	和 歌 山 県 15.1
9	岩 手 県 65.5	6	高 知 県 9.0	8	石 川 県 64.9	9	石 川 県 15.0
10	石 川 県 65.1	10	鳥 取 県 8.8	10	三 重 県 64.3	10	岐 阜 県 14.8
11	徳 島 県 64.6	11	岩 手 県 8.6	11	島 根 県 63.9	11	山 形 県 14.7
12	茨 城 県 64.2	11	山 口 県 8.6	12	鳥 取 県 63.7	12	香 川 県 14.5
12	山 梨 県 64.2	11	長 崎 県 8.6	13	徳 島 県 63.6	13	群 馬 県 14.2
14	島 根 県 63.9	14	三 重 県 8.5	13	佐 賀 県 63.6	14	福 島 県 14.0
15	青 森 県 63.8	15	福 島 県 8.4	15	青 森 県 63.4	14	新 潟 県 14.0
16	群 馬 県 63.7	15	石 川 県 8.4	16	茨 城 県 63.3	14	山 梨 県 14.0
17	福 島 県 63.5	17	広 島 県 8.3	17	山 梨 県 63.2	17	三 重 県 13.9
18	奈 良 県 63.4	18	福 井 県 8.2	18	奈 良 県 63.0	18	愛 媛 県 13.8
19	鳥 取 県 63.3	19	岡 山 県 8.0	19	和 歌 山 県 62.7	19	佐 賀 県 13.7
20	栃 木 県 63.2	20	岐 阜 県 7.9	20	群 馬 県 61.9	20	滋 賀 県 13.5
20	和 歌 山 県 63.2	21	鹿 児 島 県 7.8	21	香 川 県 61.8	21	青 森 県 13.4
20	佐 賀 県 63.2	22	山 形 県 7.7	22	滋 賀 県 61.7	22	茨 城 県 13.3
23	静 岡 県 62.5	22	群 馬 県 7.7	23	福 島 県 61.4	22	高 知 県 13.3
24	滋 賀 県 62.3	24	奈 良 県 7.6	24	栃 木 県 61.2	24	鹿 児 島 県 13.1
24	香 川 県 62.3	24	熊 本 県 7.6	25	宮 崎 県 60.3	25	静 岡 県 13.0
26	山 口 県 60.6	26	静 岡 県 7.5	26	静 岡 県 60.0	25	岡 山 県 13.0
27	宮 崎 県 60.5	27	京 都 府 7.4	27	山 口 県 59.1	<b>27</b>	<b>秋 田 県 12.9</b>
28	愛 媛 県 59.0	27	宮 崎 県 7.4	28	鹿 児 島 県 58.9	28	山 口 県 12.5
29	長 崎 県 58.9	29	富 山 県 7.3	29	愛 媛 県 58.5	29	長 崎 県 12.4
29	鹿 児 島 県 58.9	30	茨 城 県 7.2	30	岡 山 県 57.9	30	広 島 県 12.2
31	岡 山 県 58.7	30	千 葉 県 7.2	31	大 分 県 56.8	31	宮 崎 県 11.6
32	大 分 県 56.8	32	栃 木 県 7.1	32	長 崎 県 56.3	32	栃 木 県 11.4
33	高 知 県 56.0	32	大 分 県 7.1	33	高 知 県 55.4	32	熊 本 県 11.4
34	千 葉 県 55.9	34	青 森 県 7.0	34	千 葉 県 55.2	32	大 分 県 11.4
35	熊 本 県 55.7	35	新 潟 県 6.9	35	熊 本 県 55.1	35	奈 良 県 10.8
36	埼 玉 県 55.2	35	佐 賀 県 6.9	36	広 島 県 54.6	36	愛 知 県 10.1
37	兵 庫 県 54.8	<b>37</b>	<b>秋 田 県 6.8</b>	37	埼 玉 県 54.3	37	宮 城 県 9.8
38	広 島 県 54.3	37	兵 庫 県 6.8	38	兵 庫 県 54.0	38	千 葉 県 9.7
39	宮 城 県 51.1	39	宮 城 県 6.7	39	宮 城 県 50.9	39	北 海 道 8.9
40	北 海 道 50.7	39	埼 玉 県 6.7	40	北 海 道 49.3	39	埼 玉 県 8.9
41	愛 知 県 50.5	41	神 奈 川 県 6.4	41	愛 知 県 48.9	41	兵 庫 県 8.8
42	京 都 府 46.8	41	愛 知 県 6.4	42	京 都 府 46.3	42	京 都 府 8.6
43	福 岡 県 45.3	43	東 京 都 6.2	43	福 岡 県 44.9	43	沖 縄 県 8.5
44	神 奈 川 県 45.2	44	福 岡 県 6.0	44	神 奈 川 県 43.9	44	福 岡 県 8.3
45	大 阪 府 41.1	45	大 阪 府 5.6	45	大 阪 府 40.2	45	神 奈 川 県 6.9
46	沖 縄 県 39.2	46	北 海 道 5.5	46	沖 縄 県 36.9	46	大 阪 府 6.4
47	東 京 都 30.9	47	沖 縄 県 5.0	47	東 京 都 29.3	47	東 京 都 5.9

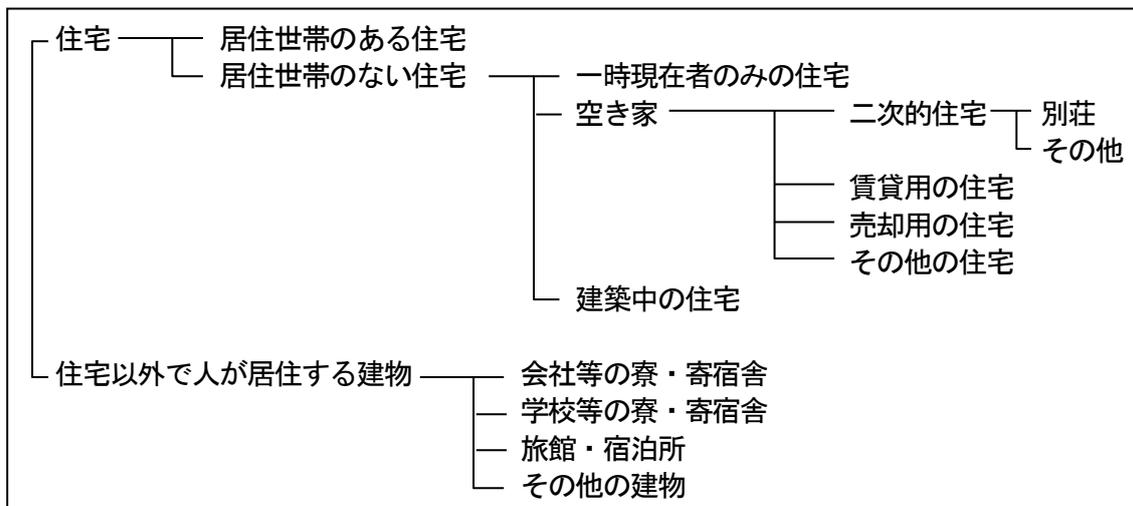
平成25年住宅・土地統計調査【都道府県の主な指標】

専 用 住 宅							
順位	1住宅当たり 居室数(室)	順位	1住宅当たり 居室の畳数(畳)	順位	1住宅当たり 延べ面積(m <sup>2</sup> )	順位	1人当たり 居室の畳数(畳)
—	全 国 4.56	—	全 国 32.55	—	全 国 92.97	—	全 国 13.48
1	富 山 県 6.38	1	富 山 県 47.63	1	富 山 県 150.08	<b>1</b>	<b>秋 田 県 17.23</b>
2	福 井 県 6.07	<b>2</b>	<b>秋 田 県 45.44</b>	2	福 井 県 143.83	2	富 山 県 17.05
3	山 形 県 5.95	3	福 井 県 44.11	3	山 形 県 138.78	3	石 川 県 16.16
<b>4</b>	<b>秋 田 県 5.88</b>	4	山 形 県 43.84	<b>4</b>	<b>秋 田 県 136.58</b>	4	青 森 県 15.95
4	岐 阜 県 5.88	5	新 潟 県 43.07	5	新 潟 県 132.64	5	長 野 県 15.75
6	島 根 県 5.84	6	岐 阜 県 42.81	6	島 根 県 128.75	6	新 潟 県 15.69
7	滋 賀 県 5.82	7	長 野 県 41.96	7	石 川 県 127.58	7	岐 阜 県 15.49
8	鳥 取 県 5.80	8	石 川 県 41.67	8	長 野 県 125.69	8	岩 手 県 15.35
9	新 潟 県 5.75	9	青 森 県 41.46	9	鳥 取 県 124.72	9	香 川 県 15.27
10	石 川 県 5.56	10	岩 手 県 40.83	10	岐 阜 県 122.32	10	三 重 県 15.08
10	長 野 県 5.56	10	滋 賀 県 40.83	11	青 森 県 121.06	11	滋 賀 県 15.06
12	奈 良 県 5.52	12	三 重 県 39.08	12	滋 賀 県 120.91	12	山 形 県 15.05
13	三 重 県 5.51	13	鳥 取 県 38.94	13	岩 手 県 120.70	12	福 井 県 15.05
14	岩 手 県 5.48	14	佐 賀 県 38.51	14	佐 賀 県 116.31	14	北 海 道 14.90
15	香 川 県 5.47	15	奈 良 県 38.43	15	福 島 県 112.94	15	奈 良 県 14.79
16	青 森 県 5.46	16	島 根 県 38.20	16	三 重 県 112.90	16	徳 島 県 14.72
17	佐 賀 県 5.45	17	香 川 県 38.03	17	香 川 県 112.75	17	鳥 取 県 14.59
18	徳 島 県 5.32	18	福 島 県 37.48	18	徳 島 県 111.95	18	山 口 県 14.58
19	和 歌 山 県 5.29	19	山 梨 県 37.30	19	奈 良 県 111.46	19	山 梨 県 14.49
20	岡 山 県 5.28	20	徳 島 県 37.25	20	山 梨 県 111.05	20	島 根 県 14.33
21	福 島 県 5.25	21	茨 城 県 37.10	21	岡 山 県 110.37	21	愛 媛 県 14.29
22	山 梨 県 5.12	22	栃 木 県 36.58	22	栃 木 県 108.51	22	岡 山 県 14.28
23	茨 城 県 5.09	23	静 岡 県 36.30	23	群 馬 県 108.32	23	兵 庫 県 14.13
24	栃 木 県 5.07	24	岡 山 県 36.23	24	和 歌 山 県 108.00	24	高 知 県 14.11
24	山 口 県 5.07	25	群 馬 県 36.15	25	茨 城 県 107.31	25	和 歌 山 県 14.10
26	愛 媛 県 5.03	26	和 歌 山 県 35.13	26	静 岡 県 103.54	26	佐 賀 県 13.86
27	群 馬 県 5.00	27	山 口 県 34.34	27	山 口 県 103.31	26	大 分 県 13.86
28	静 岡 県 4.95	28	愛 媛 県 33.97	28	愛 媛 県 100.48	28	広 島 県 13.85
29	大 分 県 4.90	29	愛 知 県 33.50	29	熊 本 県 100.16	29	福 島 県 13.83
30	高 知 県 4.86	30	北 海 道 33.39	30	大 分 県 98.53	30	茨 城 県 13.80
30	長 崎 県 4.86	31	宮 城 県 33.28	31	長 崎 県 98.32	31	群 馬 県 13.79
32	広 島 県 4.78	32	大 分 県 33.24	32	宮 崎 県 96.81	32	栃 木 県 13.68
33	熊 本 県 4.76	33	広 島 県 33.21	33	広 島 県 96.02	32	静 岡 県 13.68
34	兵 庫 県 4.72	34	兵 庫 県 33.19	34	宮 城 県 95.86	34	愛 知 県 13.63
35	宮 崎 県 4.67	35	熊 本 県 32.83	35	高 知 県 94.03	35	宮 城 県 13.37
36	愛 知 県 4.62	36	長 崎 県 32.10	36	兵 庫 県 93.92	36	京 都 府 13.24
37	宮 城 県 4.57	37	千 葉 県 31.89	37	愛 知 県 93.46	37	長 崎 県 13.17
38	京 都 府 4.44	38	高 知 県 31.81	38	北 海 道 91.39	38	千 葉 県 13.07
38	鹿 児 島 県 4.44	39	埼 玉 県 31.03	39	千 葉 県 88.53	39	福 岡 県 12.96
40	北 海 道 4.40	40	宮 崎 県 30.90	40	鹿 児 島 県 88.32	40	宮 崎 県 12.83
40	千 葉 県 4.40	41	京 都 府 30.15	41	京 都 府 86.02	41	熊 本 県 12.81
42	埼 玉 県 4.37	42	福 岡 県 30.05	42	福 岡 県 85.54	42	鹿 児 島 県 12.64
43	福 岡 県 4.23	43	鹿 児 島 県 28.86	43	埼 玉 県 85.44	43	埼 玉 県 12.49
44	大 阪 府 4.03	44	神 奈 川 県 28.47	44	神 奈 川 県 75.92	44	大 阪 府 12.22
45	沖 縄 県 4.00	45	沖 縄 県 27.84	45	沖 縄 県 75.60	45	神 奈 川 県 12.14
46	神 奈 川 県 3.95	46	大 阪 府 27.63	46	大 阪 府 75.01	46	東 京 都 11.68
47	東 京 都 3.33	47	東 京 都 23.98	47	東 京 都 63.54	47	沖 縄 県 10.67

# 【 巻末資料 】

## 平成25年住宅・土地統計調査 用語の解説

### 《住宅》



### 住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
- ②専用の炊事用流し(台所)
- ③専用のトイレ
- ④専用の出入口

共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

#### 一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

### 空き家

#### 二次的住宅

別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

#### 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

#### 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

#### その他の住宅

上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

(注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)

#### 建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていない

ないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの）。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

## 住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

- ① 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- ② 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- ③ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- ④ 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

## 住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

### 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

### 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林

業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

## 住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

### 一戸建

一つの建物が1住宅であるもの

### 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

### 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

### その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合

## 建物の階数

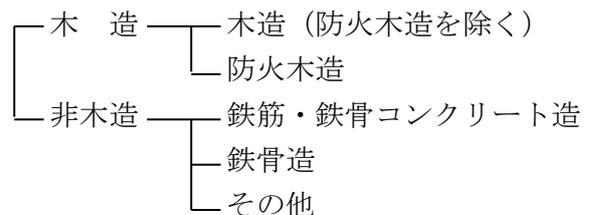
建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

## 建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。



### 木造（防火木造を除く）

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に

該当するものは含めない。

### 防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

### 鉄筋・鉄骨コンクリート造

建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの

### 鉄骨造

建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの

### その他

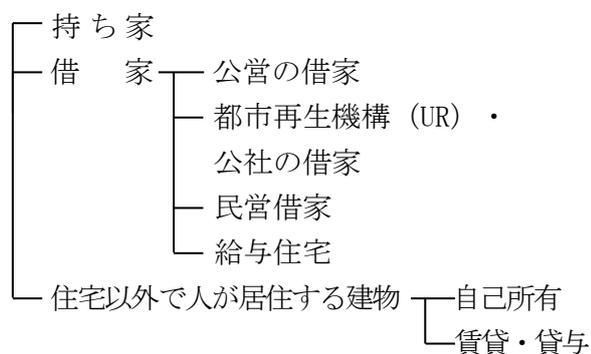
上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

## 建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、建て増しや改修をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、建て増しや改修をした部分の面積が、建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、建て増しや改修をした時期を建築の時期とした。

## 住宅の所有の関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。



## 人が居住する住宅

### 持ち家

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

### 公営の借家

都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

### 都市再生機構 (UR) ・ 公社の借家

「都市再生機構 (UR) 」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅もここに含めた。

### 民営借家

国・都道府県・市区町村・都市再生機構 (UR) ・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの

### 給与住宅

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）。この場合、家賃の支払の有無を問わない。

## 住宅以外で人が居住する建物

### 自己所有

工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が所有している場合

### 賃貸・貸与

工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が借りている場合

## 台所の型

台所の型について、次のとおり区分した。

## 1 専用台所

主世帯と同居世帯が共同で使用している場合も専用とした。

### (1) 独立の台所 (K)

他の室と間仕切りされている独立の台所

### (2) 食事室兼用 (DK)

台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所 (例えば、ダイニング・キッチンなど)

### (3) 食事室・居間兼用 (LDK・LK)

台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所 (例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど)

### (4) その他と兼用

上記以外の兼用の台所 (例えば、玄関と間仕切りされていない台所など)

## 2 共用台所

アパートなどで、他の世帯と共同で台所を使用している場合 (同じ台所を同居世帯が使用している場合は、ここに含めずその型によって区分した。)

## 居住室数及び居住室の畳数

### 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所 (炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニング・キッチン (食事室兼台所) は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

### 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

## 住宅の延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積に

は、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

## 高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

### 高齢者等のための設備がある

#### 手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

また、手すりがある場合の設置場所について、次のとおり区分した。

- (1) 玄関
- (2) トイレ
- (3) 浴室
- (4) 脱衣所
- (5) 廊下
- (6) 階段
- (7) 居住室
- (8) その他

#### またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ (洗い場から浴槽の縁までの高さ) が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。

#### 廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合

#### 段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。

なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

### 道路から玄関まで車いすで通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。

なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

### 高齢者等のための設備はない

## バリアフリー化住宅

住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

### 一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

### 高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

## 省エネルギー設備等

省エネルギー設備を次のとおりとした。

### 太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

### 太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

### 二重サッシ又は複層ガラスの窓

#### 二重サッシ

外窓と内窓が二重（又は三重）構造となった窓（内側が障子の場合も含めない。）

### 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

なお、これらのガラス窓の有無について、次のとおり区分した。

- (1) すべての窓にあり
- (2) 一部の窓にあり
- (3) なし

## 腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

### 腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

### 腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

## エレベーターの有無

「共同住宅」について、エレベーターの有無を次のとおり区分した。

### エレベーターあり

#### ドアの一部がガラス張り

ドアが閉まってもエレベーターの中の様子が外から確認できる場合

#### 防犯カメラの設置

エレベーター内に防犯カメラを設置している場合。本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。

#### これらの設備はない

上記の設備がない場合

### エレベーターなし

## 高齢者対応型共同住宅の別

「共同住宅」について、高齢者対応型か否かを

次のとおり区分した。

### 高齢者対応型共同住宅である

その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が80cm以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること。

### 高齢者対応型共同住宅ではない

## オートロックの別

「共同住宅」について、オートロックか否かを次のとおり区分した。

### オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要があるもの

### オートロック式ではない

## 住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

### 新築の住宅を購入

都市再生機構（UR）・公社など……「都市再生機構（UR）」、都道府県や市区町村の「住宅供給公社」、「住宅協会」、「開発公社」などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

民間……民間の土地建物業者などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

### 中古住宅を購入

他の世帯が住んでいた住宅を買った場合。

なお、借りていた住宅を買った場合もここに含めた。

## 新築（建て替えを除く）

「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合

### 建て替え

以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合

### 相続・贈与で取得

相続や贈与によって住宅を取得した場合

### その他

上記以外で、例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

## 平成21年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、平成21年1月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」及び「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

### 増改築・改修工事等をした

#### 増築・間取りの変更

居室の建て増しや離れを建てたり、廊下や押入れなどを居室に変更するなどの工事

#### 台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事

老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事

#### 天井・壁・床等の内装の改修工事

室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事。ただし、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。

#### 屋根・外壁等の改修工事

屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事

### 壁・柱・基礎等の補強工事

壁の新設・補強，筋かいの設置，基礎の補強，柱やはりを金具で補強などの工事

### 窓・壁等の断熱・結露防止工事

窓を二重サッシ又は複層ガラスに変更，天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事

### その他の工事

上記以外の工事で，例えば，ベランダの設置や修理，手すりの設置，電気配線（コンセント，スイッチの増設）など

### 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした

東日本大震災によって被災した箇所を，改修工事（復旧工事を含む。）した場合

### 増改築・改修工事等をしていない

店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」とした。

### 平成21年以降の高齢者等のための設備工事の有無

「持ち家」について，平成21年1月以降，高齢者等のための設備工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

なお，現在，その世帯に高齢者がいなくても，将来を見越して工事した場合も含めた。

#### 高齢者等のための工事をした

##### 階段や廊下の手すりの設置

階段や廊下に手すりを設置する工事

##### 屋内の段差の解消

居室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど，屋内の段差をなくす工事

##### 浴室の工事

埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事

##### トイレの工事

和式トイレから洋式トイレへの変更，温水洗浄便座の設置などの工事

### その他

上記以外の工事

### 高齢者等のための工事をしていない

### 平成21年以降における住宅の耐震診断の有無

「持ち家」について，平成21年1月以降，建築事業者などの建築士に依頼して，地震に対する安全性について調べる耐震診断を行ったか否かを次のとおり区分した。

#### 耐震診断をしたことがある

- (1) 耐震性が確保されていた
- (2) 耐震性が確保されていなかった

#### 耐震診断をしたことはない

### 平成21年以降における住宅の耐震改修工事の状況

「持ち家」について，平成21年1月以降，住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

#### 耐震改修工事をした

##### 壁の新設・補強

横揺れに対処するため，窓などをふさいで壁を設けるなどの工事

##### 筋かいの設置

横揺れに対処するため，柱と柱の間に筋かいを設置する工事

##### 基礎の補強

玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり，鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事

##### 金具による補強

柱とはり，柱と土台などに金具を取り付けることにより，揺れの減少や柱などの構造部材の脱落，ずれなどを防止するための工事

##### その他

上記以外で，例えば，腐ったり，シロアリなどの被害のあった部材の交換や，屋根ふき材を重いかわらから軽い金属板などに交換し，建物の重量を軽くするなどの工事

#### 耐震改修工事をしていない

## 平成21年以降のリフォーム工事の状況

「持ち家」について、平成21年1月以降のリフォーム工事の状況を次のとおり区分した。

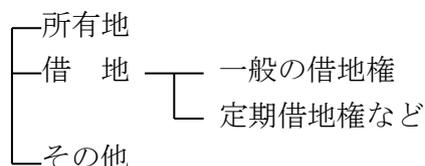
### リフォーム工事を行った

上記「住宅の増改築や改修工事をした」、  
「高齢者等のための設備の工事をした」、  
「住宅の耐震改修工事をした」のいずれかに該当する場合

### リフォーム工事を行っていない

## 敷地の所有の関係

その住宅の敷地の所有の関係を次のとおり区分した。



### 所有地

居住している住居の敷地をその世帯の世帯員が所有している場合で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も含めた。

また、親の名義の土地に住んでいる場合や共同住宅あるいは長屋建の住宅で、その建物の敷地が各住宅に居住している世帯との共同所有（区分所有）になっている場合も「所有地」とした。

### 借地

居住している住居の敷地を、その世帯の世帯員以外の者が所有している場合をいう。

#### 一般の借地権

次の「定期借地権など」に該当しないすべての借地権

#### 定期借地権など

次のいずれかに該当するもの

- ① 借地の契約期間が50年以上で、i) 契約の更新を行わないこと、ii) 契約終了後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことを請求できない旨の特約がある借地権《定期借地権》
- ② 借地の契約期間が30年以上で、30年

以上経過後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことにより借地権を消滅させる旨の特約がある借地権《建物譲渡特約付借地権》

### その他

アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合

## 敷地面積

敷地の所有の関係が「所有地」、  
「借地」に住んでいる世帯又は「所有地・借地以外」の「一戸建・長屋建」の住宅に居住する世帯が該当する。

敷地面積は、登記の有無、登記上の地目（宅地、田、畑などの区分）や登記上の土地の区分（一筆）に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合、囲いの中にある附属建物（作業所、畜舎など）の部分の敷地は含めたが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分（区分所有分）の面積である。

## 敷地の権利取得の相手方

「所有地」及び「借地」について、敷地を買ったり、借りたりした相手方を次のとおり区分した。

### 国・都道府県・市区町村

国・都道府県・市区町村の所有する土地を買ったり、借りたりした場合

### 都市再生機構（UR）・公社など

「都市再生機構（UR）」、都道府県や市区町村の「住宅供給公社」、  
「住宅協会」、  
「開発公社」、  
「開発協会」などの所有する土地を買ったり、借りたりした場合

### 会社などの法人

会社などの法人の所有する土地を買ったり、借りたりした場合

## 個人

個人の所有する土地を買ったり、借りたりした場合

## 相続・贈与

相続や贈与によって土地を取得した場合

## その他

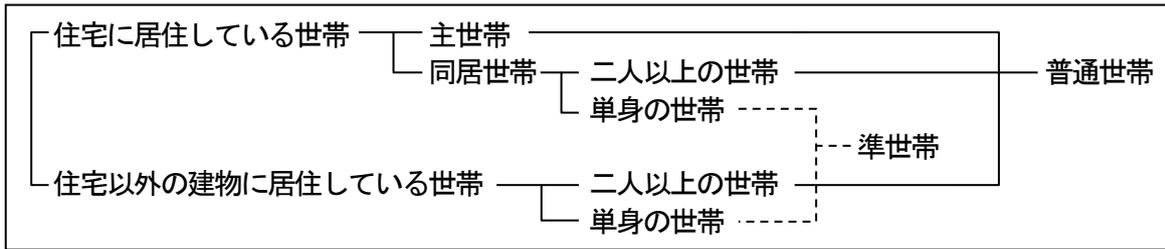
上記以外で、例えば、土地の等価交換や法人以外の団体から、土地を買ったり、借りたりした場合

## 敷地の取得時期

その敷地を買ったり、借りたり、譲り受けたり、相続した時期をいう。

なお、借りていた土地を買った場合は、買った時期をいう。

## 《世帯》



### 主世帯，同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

### 普通世帯，準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は、すべて「普通世帯」である）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたりと、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

### 世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は自宅に住んでいるものとした。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下

宿人」，「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

### 世帯の型

普通世帯を次のとおり区分した。

#### (1) 1人世帯

ア 65歳未満の単身

ア) 30歳未満の単身

イ) 30～64歳の単身

イ 65歳以上の単身

ア) うち75歳以上の単身

#### (2) 2人世帯

ア 夫婦のみ

ア) 高齢夫婦\*

イ) その他

イ その他

ウ <再掲>65歳以上の者のみの世帯

#### (3) 3人世帯

ア 夫婦と3歳未満の者

イ 夫婦と3～5歳の者

ウ 夫婦と6～9歳の者

エ 夫婦と10～17歳の者

オ 夫婦と18～24歳の者

カ 夫婦と25歳以上の者

キ その他

ク <再掲>高齢夫婦\*のいる世帯

ケ <再掲>65歳以上の者のみの世帯

#### (4) 4人世帯

ア 夫婦と3歳未満の者

イ 夫婦と3～5歳の者

ウ 夫婦と6～9歳の者

エ 夫婦と10～17歳の者

オ 夫婦と18～24歳の者

カ 夫婦と25歳以上の者

キ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者

ク その他

- ケ <再掲>高齢夫婦\*のいる世帯
- コ <再掲>65歳以上の者のみの世帯
- (5) 5人世帯
  - ア 夫婦と6歳未満の者
  - イ 夫婦と6～9歳の者
  - ウ 夫婦と10～17歳の者
  - エ 夫婦と18～24歳の者
  - オ 夫婦と25歳以上の者
  - カ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者
  - キ その他
  - ク <再掲>高齢夫婦\*のいる世帯

- (6) 6人以上の世帯
  - ア 夫婦と18歳未満の者
  - イ 夫婦と18～24歳の者
  - ウ 夫婦と25歳以上の者
  - エ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者
  - オ その他
  - カ <再掲>高齢夫婦\*のいる世帯

なお、配偶者が単身赴任などのため長期不在で、世帯人員に含まれない場合は、その配偶者を除いて世帯の型を決めた。また、(2)～(6)については、夫婦が1組である世帯とし、2組以上の場合はずべて「その他」とした。夫婦以外の世帯員が二人以上いる場合は年長者の年齢によって区分した。

\* 高齢夫婦とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦をいう。

## 高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上の夫婦世帯
  - ア いずれか一方のみが65歳以上の夫婦  
夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯
  - イ 夫婦とも65歳以上  
夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯
- (3) <再掲>高齢夫婦世帯  
夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯
- (4) <別掲>65歳以上の世帯員のいる世帯
- (5) <再掲>75歳以上の単身世帯
- (6) <再掲>75歳以上の夫婦世帯

- ア いずれか一方のみが75歳以上の夫婦  
夫又は妻のいずれか一方のみが75歳以上の夫婦のみの世帯
- イ 夫婦とも75歳以上  
夫及び妻のいずれも75歳以上の夫婦のみの世帯

- (7) <別掲>75歳以上の世帯員のいる世帯

## 家族類型

普通世帯について、その世帯の中で最も若い世代の夫婦を基に、世帯の構成によって、家族類型を次のとおり区分した。

### 親族世帯

#### 核家族世帯

- 夫婦のみの世帯
- 夫婦と子供から成る世帯
  - 夫婦のいずれかが家計を主に支える者の世帯
  - 子供が家計を主に支える者の世帯
- 男親と子供から成る世帯
  - 男親が家計を主に支える者の世帯
  - 子供が家計を主に支える者の世帯
- 女親と子供から成る世帯
  - 女親が家計を主に支える者の世帯
  - 子供が家計を主に支える者の世帯

#### その他の親族世帯

- 夫婦と両親から成る世帯
- 夫婦と夫の親から成る世帯
- 夫婦と妻の親から成る世帯
- 夫婦とひとり親から成る世帯
- 夫婦と夫の親から成る世帯
- 夫婦と妻の親から成る世帯
- 夫婦、子供と両親から成る世帯
- 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯  
夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯  
夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯  
夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯  
夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯  
兄弟姉妹のみから成る世帯  
他に分類されない親族世帯  
非親族世帯  
単独世帯

親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいう。また、その世帯に同居する非親族世帯（家事手伝いなどの単身の雇人など）がいる場合は親族世帯に含まれる。例えば、「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事手伝いの単身の雇人から成る世帯も含まれている。

非親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

## 世帯員の年齢

調査期日現在の満年齢である。

## 世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

## 家賃・間代

持ち家以外に居住する普通世帯が、最近、支払った1か月分の家賃又は間代

この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まない。

## 共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払っている、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など

## 居住面積水準

居住面積水準は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、下のように設定されている。

### 最低居住面積水準

世帯員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

### 誘導居住面積水準

世帯員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準で次の2区分からなる。

#### 都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの

#### 一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

この居住面積水準では、住宅性能水準（住生活基本計画別紙1）の基本的機能を満たすことを前提として、多様な世帯構成を反映した世帯の規模（人員）に応じた住宅の規模（面積）についての基準が示されている。また、単身者の比較的短期間の居住や適切な規模の共用の台所や浴室などを有する共同の居住については、基準面積によらないことができるとされている。

この調査においては、原則として住宅の延べ面積と設備状況から、上記の居住面積水準を確保しているかどうかを、次の条件から判定した。

## 最低居住面積水準

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。  
 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 10\text{m}^2$ （注1、注2）
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
  - (1) 29歳以下の単身者で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上
  - (2) 29歳以下の単身者で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上
  - (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「25 $\text{m}^2$ 」以上

## 誘導居住面積水準

### 都市居住型

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。  
 $20\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 15\text{m}^2$ （注1、注2）
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
  - (1) 29歳以下の単身者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「10.5畳」以上の場合
  - (2) 29歳以下の単身者で、食事室等の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「12.0畳」以上の場合
  - (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「40 $\text{m}^2$ 」以上の場合

### 一般型

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。  
 $25\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 25\text{m}^2$ （注1、注2）
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
  - (1) 29歳以下の単身者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「15.0畳」以上の場合
  - (2) 29歳以下の単身者で、食事室等の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「16.5畳」以上の場合
  - (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計

（延べ面積）が「55 $\text{m}^2$ 」以上の場合

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

## 世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

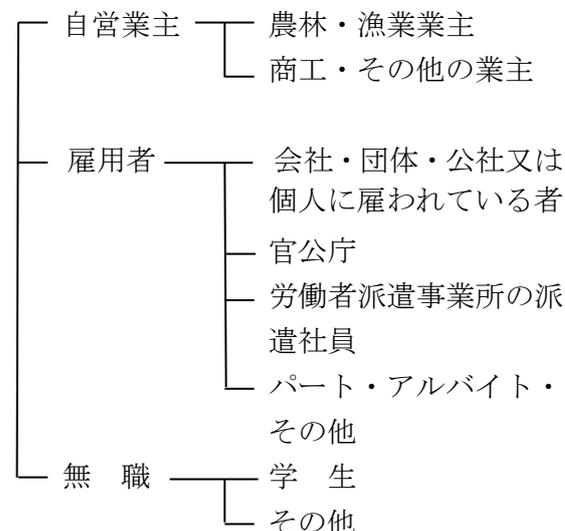
なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

### 年齢

調査期日現在の満年齢である。

### 従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。



### 自営業主

#### 農林・漁業業主

個人で農業、漁業などを営んでいる者

#### 商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主、個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に

従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職をしている場合もここに含めた。

## 雇用者

### 会社・団体・公社又は個人に雇われている者

会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また、会社・団体の社長・取締役・理事などのいわゆる役員もここに含めた。

### 官公庁

現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者

### 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者

### パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約職員」や労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者も含む。

## 無職

### 学生

ふだん仕事をしないで主に通学をしている者

### その他

ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

## 通勤時間

徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

## 東日本大震災による転居の理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害に起因する転居とその理由について以下のとおり分類した。

### 東日本大震災により転居した

#### 住宅に住めなくなった

住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたことなどにより住宅に住めなくなった場合

#### その他

上記以外で、例えば、就学や仕事の関係、生活への全般的な不安感などが理由で転居した場合

## 入居時期

現在の住居に入居した時期をいう。現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には建て替え前の住宅に入居した時期をいう。世帯の家計を主に支える者が出生時から引き続き住んでいる場合は出生時を入居時期とした。

## 従前の居住地

現住居への入居時期が平成21年1月以降の者について、従前の居住地を次の区分とした。なお、東京都の23区は1市とした。

### 自市区町村

自区内  
市内他区

### 県内他市区町村

前住居の所在地が現在と同じ都道府県内の他の市区町村の場合

### 他県

前住居の所在地が現在の都道府県と異なる都道府県の場合

## 外国

前住居の所在地が国外の場合

### 従前の居住形態

現住居への入居時期が平成21年1月以降の者について、従前の居住形態を次のとおり区分した。

なお、この区分の内容については、《住宅》の項を参照

**親族の家**……親・その他の親族の家に同居していた場合

### 持ち家

一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）  
共同住宅

### 借家

公営の借家  
都市再生機構（UR）・公社の借家  
民営借家（一戸建・長屋建（テラスハウスを含む））  
民営借家（共同住宅）  
給与住宅

### 下宿・間借り又は住み込み

### 寮・寄宿舎

**その他**……上記以外で、例えば、病院、学校、旅館、工場など住宅以外の建物に住んでいた場合

## 子の居住地

家計を主に支えている者の子（未婚の子、既婚の子及び子の配偶者を含む。）の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

### 子がいる

一緒に住んでいる（同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む。）

同じ住居内に子が同居していたり、子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいたたりする場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる

## 場合

徒歩5分程度の場所に住んでいる

片道15分未満の場所に住んでいる\*

片道1時間未満の場所に住んでいる\*

片道1時間以上の場所に住んでいる\*

\*「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来に利用している交通手段による所要時間のことをいう。

### 子はいない

※ 震災後、仮設住宅に転居し、調査時点で元の住居に戻った場合などについても「転居した」ことになるが、避難所等に一時的に避難した場合は「転居した」ことにはならない。

※ 東日本大震災により転居を複数回した場合、転居の理由は、最初に転居した際の理由となる。また、東日本大震災により転居をした場合は、その後、転居を複数回した場合でも、従前の居住地・住宅は震災前に居住していた場所・住宅となる。

※ 従前の居住形態及び居室の畳数に関する結果については、入居時期が平成22年以前の世帯（転居後、元の住居に戻った世帯）は、含まれない。

## 《住環境・都市計画》

### 敷地に接している道路の幅員

住宅の敷地に接している道路の幅員について調査した。道路の幅員には歩道や側溝の幅も含め、2本以上の道路に接している場合は、広い方の道路の幅員とした。

空き地や公園などに接していて道路に接していない場合や、住宅の敷地と道路の接している部分の長さが2m未満の場合は、「接していない」とした。ただし、駅前広場に接している場合は、駅前広場を道路とみなして、便宜「10m以上」とした。

### 都市計画の地域区分

都市計画による地域区分に基づき、調査区を次のとおり区分した。

#### ◎ 都市計画区域

##### 1 線引き都市計画区域

- (1) 市街化区域
- (2) 市街化調整区域

##### 2 非線引き都市計画区域

- (1) 用途地域
- (2) 用途地域外

#### ◎ 都市計画区域以外の区域

##### 3 準都市計画区域

- (1) 用途地域
- (2) 用途地域外

##### 4 その他

<特掲>

#### ◎ 防火区域（防火地域及び準防火地域）

「線引き都市計画区域の市街化調整区域」、「非線引き都市計画区域の用途地域」、「準都市計画区域の用途地域」に該当する場合は、次のとおり用途地域を区分した。

なお、一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は、番号の小さい方の区分とした。

#### I 工業区域

##### 1 工業A区域

- (1) 工業専用地域

- (2) 工業専用地域とその他

- (3) 工業地域

- (4) 工業地域とその他

##### 2 工業B区域

- (5) 準工業地域

- (6) 準工業地域とその他

#### II 商業区域

##### 1 商業A区域

- (7) 商業地域

- (8) 商業地域とその他

##### 2 商業B区域

- (9) 近隣商業地域

- (10) 近隣商業地域とその他

#### III 住居区域

##### 1 住居地域

- (11) 準住居地域

- (12) 第2種住居地域

- (13) 第1種住居地域

- (14) 住居地域混合

- (15) 住居地域とその他

##### 2 中高層住居専用地域

- (16) 第2種中高層住居専用地域

- (17) 第1種中高層住居専用地域

- (18) 中高層住居専用地域混合

- (19) 中高層住居専用地域とその他

##### 3 低層住居専用地域

- (20) 第2種低層住居専用地域

- (21) 第1種低層住居専用地域

- (22) 低層住居専用地域混合

### 調査区の建ぺい率

都市計画の地域区分に基づき、調査区の建ぺい率を区分した。

なお、一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は、建ぺい率の大きい方の区分とした。

調査区の全域について建ぺい率の指定のない都市計画区域以外の区域の場合は、「指定なし」とした。

## 調査区の容積率

都市計画の地域区分に基づき、調査区の容積率を区分した。

なお、一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は、容積率の大きい方の区分とした。

調査区の全域について容積率の指定のない都市計画区域以外の区域の場合は、「指定なし」とした。

## 公共下水道の有無

調査区が公共下水道の処理区域であれば「公共下水道あり」、処理区域外であれば「公共下水道なし」とした。

## 最寄りの医療機関までの距離

調査区の中心から最寄りの医療機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの公園までの距離

調査区の中心から最寄りの公園までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの公民館・集会所までの距離

調査区の中心から最寄りの公民館・集会所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの緊急避難場所までの距離

調査区の中心から最寄りの緊急避難場所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離

調査区の中心から最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの幅員 6メートル以上の道路までの距離

調査区の中心から最寄りの幅員 6 m以上の道路までの距離（道路に沿った最短距離）によって

調査区を区分した。

## 最寄りの郵便局・銀行までの距離

調査区の中心から最寄りの郵便局・銀行までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの交通機関までの距離

調査区の中心から最寄りの交通機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの保育所までの距離

調査区の中心から最寄りの保育所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの小学校までの距離

調査区の中心から最寄りの小学校までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 最寄りの中学校までの距離

調査区の中心から最寄りの中学校までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

## 《住宅及び土地の所有等》（調査票乙に関する集計）

統計表に<乙>印のある結果の「住宅又は土地を所有している」とは、その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む。）。

### 住宅及び敷地の所有名義

「持ち家」及び「所有地」について、不動産の登記簿上の名義人によって区別した。

#### 世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有（世帯主を含む）

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

#### 他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

#### 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など

住居又は生計をともにしていない配偶者、親、祖父母又は子が名義人となっている場合

#### その他の世帯の世帯員又は法人など

上記以外の親族（住居又は生計を共にしていない伯父・叔母、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人又は会社などの法人が名義人となっている場合

### 住宅・土地の所有状況

世帯における住宅・土地の所有状況を次のとおり区分した。

- 1 現住居の敷地を所有している
  - (1) 現住居を所有している
    - ア 現住居以外の住宅を所有
    - イ 現住居の敷地以外の宅地などを所有
    - ウ 農地・山林を所有
    - エ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地などを所有
    - オ 現住居以外の住宅・農地・山林を所有

カ 現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有

キ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有

ク いずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

ア 現住居以外の住宅を所有

イ 現住居の敷地以外の土地を所有

ウ いずれも所有していない

2 現住居の敷地を所有していない

(1) 現住居を所有している

ア 現住居以外の住宅を所有

イ 現住居の敷地以外の土地を所有

ウ いずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

ア 現住居以外の住宅を所有

イ 現住居の敷地以外の土地を所有

ウ いずれも所有していない

その世帯の世帯員が住宅・土地などの一部でも所有していれば「所有している」とした。また、最近取得した住宅・土地で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「所有している」とした。

### 現住居以外に所有する住宅・土地

現住居以外に所有している住宅とは、その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅をいう。

現住居以外に所有する土地とは、その世帯が現在居住している住宅の敷地又は住宅以外の建物の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼など）をいう。

### 現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

#### 親族居住用

住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅

## 二次的住宅・別荘用

残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅又は週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅

## 貸家用

賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅

## その他

売却などのため現在空き家になっている住宅やその世帯がふだん昼間だけ使っている住宅など

## 現住居以外に所有する住宅の延べ面積

《住宅》の項を参照

## 現住居の敷地以外に所有する土地の所在地

所有している土地の所在地を次のとおり区分した。

### 現住居と同じ市区町村

現在住んでいる住居と同じ市区町村

### 自県内

現在住んでいる住居と同じ都道府県

### 他 県

現在住んでいる住居と異なる都道府県

## 現住居の敷地以外に所有する宅地などの所有形態

現住居の敷地以外の宅地などとは、その世帯の所有している住宅用地、事業用地、原野、荒地、池沼などの農地・山林以外の土地をいう。

宅地などの所有形態について、次のとおり区分した。

### 世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有（世帯主を含む）

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

### 他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居

又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

## 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法

現住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者でなく、宅地などを買った直接の相手方について区分した。また、複数の方法によって取得した場合は、最も面積の大きな部分を取得した方法とした。

### 国・都道府県・市区町村から購入

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合

### 会社・URなどの法人から購入

一般の会社などの所有する土地や、都市再生機構（UR）又は都道府県や市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合

### 個人から購入

個人の所有する宅地などを買った場合

### 相続・贈与で取得

相続や贈与によって宅地などを取得した場合

### その他

上記以外で、例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合

## 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得時期

宅地などの取得時期とは、その宅地などを買ったり、譲り受けたり、相続した時期をいう。なお、借りていた宅地などを買った場合には、買った時期をいう。

## 現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況

宅地などの利用現況について、次のように区分した。

## 主に建物の敷地として利用

### 一戸建専用住宅

一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅

### 一戸建店舗等併用住宅

一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅

### 共同住宅・長屋建

アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅

### 事務所・店舗

事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など

### 工場・倉庫

工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など

### ビル型駐車場

屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。）としてのみ使用される建物。

なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む。

### その他の建物

上記以外の建物

## 主に建物の敷地以外に利用

### 屋外駐車場

建物を建てずに駐車場に利用している場合

### 資材置場

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし、建物を建てて資材置場などに利用している場合は、「工場・倉庫」とした。

### スポーツ・レジャー用地

運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合

## その他に利用

道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地

## 利用していない

空き地、原野など、特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む。）

## 現住居の敷地以外に所有する宅地などの主たる使用者

その世帯が所有している宅地などを継続的に使用している人又は会社などをいい、次のとおり区分した。

### 自世帯使用

その世帯の世帯員のいずれかが使用

### 住居又は生計をともにしていない配偶者・親などが使用

住居又は生計をともにしていない配偶者、親、祖父母、子などが使用

### その他の世帯・法人などが使用

上記以外の親族（住居又は生計をともにしていない伯父・叔母、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人、会社などの法人が使用

## 土地の所有件数

宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごととした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有については、所在する市区町村ごとに1件とした。

## 所有面積

現住居の敷地以外の土地（「宅地など」、「農地」及び「山林」）を所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。